

樺太開發株式會社定款

研-0607

0106

樺太開發株式會社定款

第一章 總則

第一條 本會社ハ樺太開發株式會社法ニ依リ設立シ樺太開發株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ樺太ニ於ケル經濟開發ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條 本會社ハ本店ヲ豊原市ニ置ク

第四條 本會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得

本會社ノ資本ノ内半額ハ政府之ヲ出資スルコトヲ得

第五條 本會社ノ公告ハ官報及本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 株式

第六條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員、半數以上、資本ノ半

額以上若ハ議決權、選舉權カ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第七條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ還帶ナク其ノ旨ヲ本會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨリ二箇月以内ニ其ノ株式ヲ他ニ讓渡スルコトヲ要ス

株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ヲ讓渡ヲ爲サザルトキハ本會社ハ二週間ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡セザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ證券ノ提出ヲ受ケタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ費却ス

株主前二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡セズ又ハ株式ノ提出ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ且株主名簿ニ記載セラレタル質權者ニ之ヲ通知シタル上新株式ヲ發行シ之ニ依リテ其ノ株式ヲ費却ス

前四項ノ規定ニ依ル株式ノ譲渡ニ關スル株券、名義書換ハ第十八條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第三項又ハ第四項ノ規定ニ依ル株式ノ賣得金ハ遅滞ナク之ヲ従前ノ株主ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス

第八條 本會社ノ株式ハ百萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第九條 本會社ノ株券ハ一株券、十株券、五十株券、百株券、千株券、一萬株券及五萬株券ノ七種トス

第十條 第一回ノ株金拂込ハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ付テハ一株ニ付二十五圓トシ政府ノ所有スル株式ニ付テハ一株ニ付二十二圓二十ニ錢トス

第二回以後ノ株金拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ社長其ノ金額及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ヲ通知ヲ發スルモノトス

政府ノ所有スル株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニス

スルコトヲ得

政府ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十一條 株主株金拂込期日ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第十二條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノ時、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ質權登録ノ時其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届ケ出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

株主、株主名簿ニ記載セラレタル質權者又ハ其ノ法定代理人ニシテ帝國內ニ住所又ハ居所ヲ有セザル者ハ帝國內ニ假住所ヲ設ケ又ハ帝國內ニ住所若ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メ本會社ニ届ケ出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第一項ノ規定ハ前項代理人ニ之ヲ準用ス



第十三條 會社其ノ他ノ公私ノ法人ハ株式取得ノ時又ハ質權登録ノ時代表者ヲ定メ其ノ住所及印鑑ヲ本會社ニ届ケ出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十四條 株式ノ譲渡ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル名義書換請求書ヲ作成シ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ但シ株式ノ買書ニ依ル株式ノ譲渡ノ場合ニ在リテハ名義書換請求書ハ取得者ノミノ記名捺印ヲ以テ足ルモノトス

第十五條 株式ノ種類ヲ變更セントスルトキハ株式引換請求書ニ株式ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ  
株式ヲ喪失シタル爲新株式ノ交付ヲ受ケントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ作成シタル新株式交付請求書ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ

添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

第十六條 質權ノ登録又ハ其ノ抹消ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル質權登録請求書又ハ質權登録抹消請求書ヲ作成シ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ但シ相續其ノ他之ニ準ズベキ事由ニ因リ質權ノ登録ノ場合ニ在リテハ質權登録請求書ハ取得者ノミノ記名捺印ヲ以テ足ルモノトス

第十七條 株式ノ名義書換又ハ質權ノ登録若ハ其ノ抹消ノ手数料ハ株式一通ニ付十錢トシ株式ノ引換其ノ他新株式ノ交付ノ手数料ハ新株式一通ニ付五十錢トス

第十八條 本會社ハ三月一日夕九時ヨリ定時株主總會終結ノ日迄株



式ノ譲渡ニ因ル株券ノ名義書換並ニ質權ノ登録及其ノ抹消ヲ停止ス  
前項ノ外特ニ必要アルトキハ隱メ公告ノ上株式ノ譲渡ニ因ル株券ノ名  
義書換並ニ質權ノ登録及其ノ抹消ヲ停止スルコトアルバシ

### 第三章 株主總會

第十九條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年三月及九月ニ、臨時株主總會ハ  
必要アル毎ニ社長之ヲ召集ス

株主總會ハ豊原市又ハ東京市ニ於テ之ヲ開キ其ノ日時、場所及會議ノ  
目約タル事項ハ社長之ヲ定ム

第二十條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ副社長之  
ニ當リ社長副社長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人之ニ當ル

第二十一條 株主總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ  
妨ゲズ

第二十二條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ議決權ヲ行使スルコト  
ヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スベシ

八九

第二十三條 株主總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ  
之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 本會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ主席大臣ノ認可  
ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス

第二十五條 株主總會ノ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ハ株主總會議事録  
ニ記載シ議長並ニ出席シタル社長、副社長、理事及監事之ニ記名捺印  
スベシ

### 第四章 役員

第二十六條 本會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上  
ヲ置フ

第二十七條 社長ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ  
職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ社長ノ定ムル所ニ依リ本會社ノ業務ヲ分



尊シ又ハ之ニ參與ス  
監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス

第二十八條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス  
理事ハ株主總會ニ於テ選舉シタルニ倍ノ候補者中ヨリ主務大臣之ヲ命  
ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス  
第二十九條 社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ  
従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ

第三十條 本會社ニ相談役若干人ヲ置クコトヲ得  
相談役ハ社長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開陳ス  
相談役ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ社長之ヲ委嘱ス

第五章 營業  
第三十一條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 鑛業、林業、農業及畜産業
- 二 農林畜産物ノ加工事業
- 三 經濟開發ノ爲必要ナル資金ノ供給
- 四 前各號ノ事業ニ附帯スル事業
- 五 前各號ノ外經濟開發ノ爲必要ナル事業

前項第四號スハ第五號ノ事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ  
受クルモノトス

第三十二條 本會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ク  
ルモノトス  
第三十三條 本會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受  
クルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第六章 樺太開發債券  
第三十四條 本會社ハ拂込ミタル株式額ノ三倍ヲ限リ樺太開發債券ヲ發  
行スルコトヲ得

樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九十六條ノ規定ノ適用ナキモノトス

第三十五條 樺太開發債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第三十六條 樺太開發債券ハ無記名式トス

第三十七條 樺太開發債券ノ所有者ハ本會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先立テ自己ノ債權ノ辯濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第三十八條 樺太開發債券所有者債權又ハ利札ヲ喪失又ハ汚損若ハ毀損シタルトキハ新債券又ハ利札ノ交付又ハ引換ヲ請求スルコトヲ得

但シ喪失ノ場合ニ於テハ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十九條 新債券又ハ新利札ノ交付又ハ引換ノ手数料ハ新債券又ハ新利札一通ニ付五十錢トス

第七章 計算

第四十條 本會社ノ營業年度ハ一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第四十一條 本會社ハ每營業年度總益金ヨリ繰積金ヲ控除シタル金額ヲ以テ純益金ト定ム

第四十二條 本會社ノ利益金ハ每營業年度ニ於ケル純益金及前期繰越金トス

本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

- 一 缺損補填準備積立金 純益金ノ百分ノ八以上
  - 二 配當平均準備積立金 純益金ノ百分ノ二以上
  - 三 役員員賞與金
  - 四 株主配當金
  - 五 役員報酬金
- 前項第一號及第二號以外ノ積立金ヲ爲サントスルトキハ株主總會ノ決



議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 本會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ連スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セザルモノトス

第四十四條 本會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ連スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト四トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スルモノトス

第四十五條 本會社利益金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クレモノトス

ヲ受クレモノトス

第四十六條 株主配當金ハ三月一日及九月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラレタル株主又ハ質權者ニ之ヲ支拂フモノトス

株主配當金ノ支拂期日及場所ハ社長之ヲ定メ株主又ハ質權者ニ通知スルモノトス

第四十七條 株主配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ起算シ五年以内ニ支拂ノ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得トス

附 則

第四十八條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ八萬圓ヲ限度トス

前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ返納スルモノトス

第四十九條 政府ハ左ノ財産ヲ出資シ本會社ハ其ノ財産價格二百五十萬

圓ニ對シ金額拂込ミ株式五萬株ヲ割當ツルモノトス

一、樟太赤手郡好仁村所在ノ石炭採掘權（採掘權登錄第一六五號）

價格 二百五十萬圓

第五十條 昭和十六年九月ノ定時株主總會ハ之ヲ召集セザルモノトス





昭和十八年十一月

自昭和十九年  
至昭和二十年

政府元利支拂保証増額申請書説明資料

極秘

樺太開發株式會社

研-0607

0114

昭和十八年十一月

自昭和十九年  
至昭和二十年  
政府元利支拂保証増額申請書

極  
秘

樺太開發株式會社

研-0607

0115

目次

直營事業之部

石炭採掘事業	一—六
研 攷 事 業	七—九
木材買取販賣業	一〇—一一
水 炭 事 業	一二—一三
造 林 事 業	一四—一六
農 事	一七—二〇
移 殖 民 事 業	二一—二三
牧 畜 業	二五—二六
寢 業	二七—二八
ツンドラ事業	二九—三〇
製 塩 事 業	三二—三四

被収船運航業

四三—四六

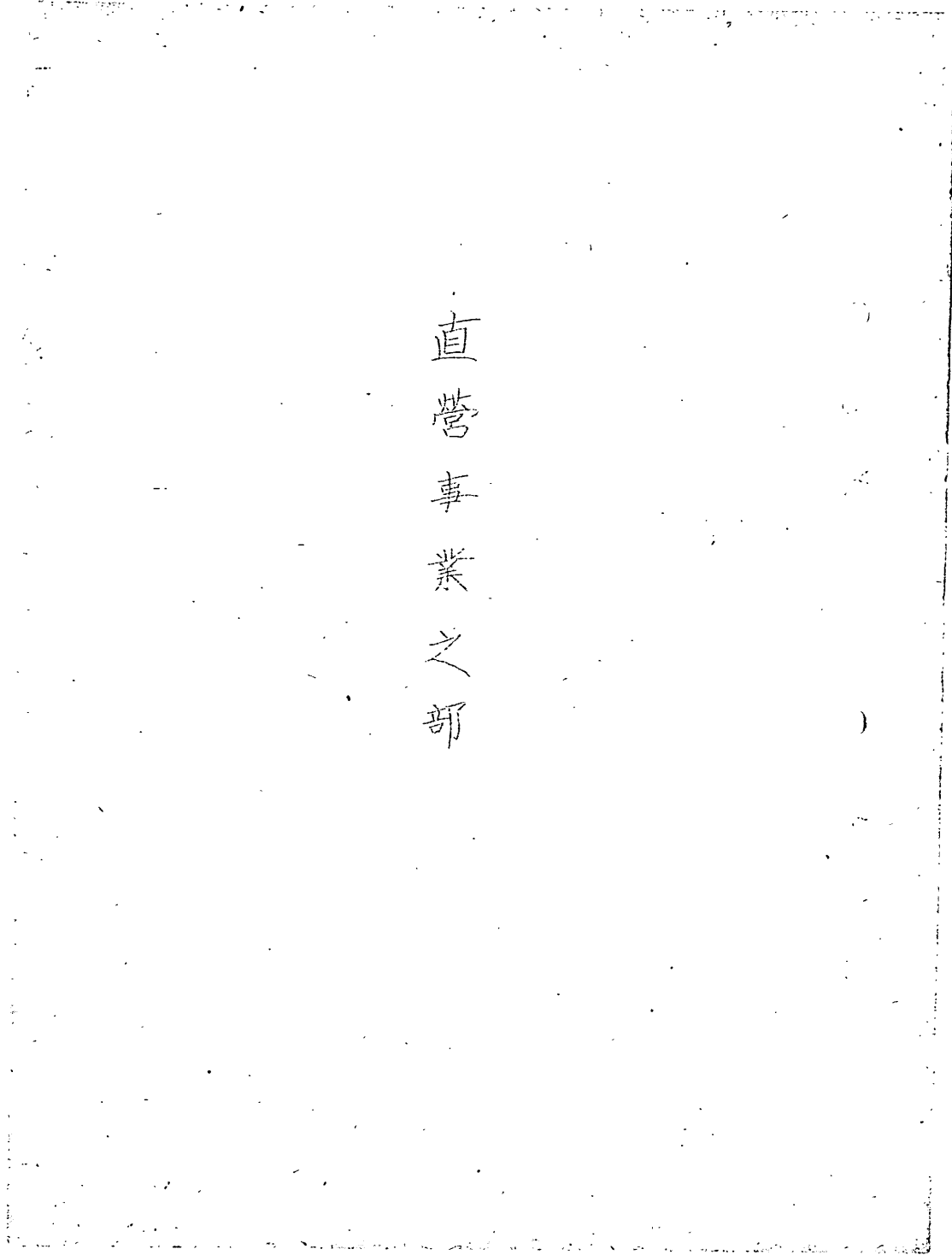
出資之部

樺太海嶽興業株式会社	四七—五二
樺太水産化学工業株式会社	五三—七〇
樺太製糖株式会社	七一—七五
樺太水銀興業株式会社	七六—七八
樺太石灰工業株式会社(假稱)	七九—八二
樺太製材株式会社	八三—一〇三
樺太造船株式会社	一〇四—一〇七
樺太農地開拓株式会社	一〇八—一一〇
樺太製織具株式会社(假稱)	一一一—一二四
樺太火藥工業株式会社	一二五—一二七



其ノ他之部	一三八
北方調査所設置計畫	一三九
本社營業費豫算	一四〇
資金繰綜合表	一四一
損益綜合表	一四二
三箇年計畫對同修正案比較増減表	一四三





直  
營  
事  
業  
之  
部

研-0607



石炭採掘事業經營計畫概要

(三ヶ年間所要資金總額八一ニニ、二一八圓)

一、理由

戦力増強ノ重要資材ナル石炭増産ノ必要性愈々明カナル此際瓦斯發生爐用  
甲一級品ニシテ燃温乾溜用トシテモ最適ト認メラレ居ル當社前名好炭礦  
發ノ重要使命ニ鑑ミ既定ノ計畫遂行ニ邁進セントス

二、事業内容

現在稼業中ノ南名好炭礦ハ昭和廿年度ニ於テ廿萬屯目標ヲ以テ諸施設ヲ  
進メ來タレルガ現況並計畫概要左ノ如シ

(一)採炭

1. 掘進作業

1. 二坑

引續キ各沿層坑道掘進ニ主カヲ傾注シ、就中三番層、五番層採炭整  
入ノ八番層、九番層掘進並ニ前記八番層、九番層ノ各中切坑道延

長ヲ急速ニ完了セシメ、漸次採炭準備ニ移行スル目的ナリ  
2. 新坑

新坑ハ標高海拔ハ〇米ノ位置ニアリ昭和十七年五月開鑿開始昭和  
十八年十一月ニ坑々内斜坑ニ貫通セリ本坑道ハ坑内斜坑ト隣聯シ  
且又小鉢澤エンドレス運搬トノ連繫アル主要坑道ナルヲ以テ本坑  
道掘進ハ特ニ本區域採炭開始前即チ昭和十九年六月迄ニ三番層ニ  
至ル豎入坑道及九番層ニ至ル豎入坑道ヲ完成シ尚且ツ各炭層ニテ  
ニ坑々道ニ連絡シ採炭準備並ニ通氣ノ流ノ圓滑ヲ計ル目的ニテ夫  
々昇掘進ヲ完成十九年度下期ヨリ一坑採炭計畫ヲ樹立セリ  
然ルニ同區域西部ハ特ニ断層或ハ褶曲ノ爲メ地層ノ変化著シク  
而掘進並ニ採炭作業ニモ困難ヲ極ムルモノト思惟セラレ

3. 水蔵坑

水蔵坑口ヨリ水蔵澤迄ノ約千四百米ノ主要運搬坑道ハ水蔵五番層  
下盤中堅硬ナル岩石中(五番層トノ平面距離約二十米)ニ掘進ナ



スモノナルガ之ガ水敷澤へ坑口ヨリ約千四百米へ貫通ハ昭和十  
九年十二月示ノ豫定ナリ主要運搬坑道ト各沿層トヲ連絡スベキ堅  
入坑道ハ區劃採炭ト各沿層坑道ノ警圧運搬其ノ他ノ條件ヲ考慮シ  
テニ百米毎ニ掘進スルコトトセリ

口採炭採炭

ノニ坑新坑

ニ項新坑其原則トシテ土砂全充填長壁式採炭法ヲ採用シ主トシテ  
退却掘ヲ企圖セルモノナルガ坑維持上比較的良好ト認ラルルハ各層  
ノ各層ノ一部ニ於テハ前述式ニ依ル採炭ヲ開始スル豫定ナリ

水敷坑

十九年度ノ採炭ハ主トシテ水敷坑南部區域へ坑口ヨリニ百米新層  
線迄ノ五層層及ニ各層ヨリナシ爾餘ハ坑口ヨリ六百米附近ノ五

層層最頂部ヨリ漸次退却式ニヨリ採炭セントズルモノナリ

採炭法ハ全充填斜掘法ニテ充填材料ハ坑外ヨリノ表土ヲ持込充填  
スルモノトス

八運搬採炭

ノニ坑

採炭堅入口ヨリ坑内斜坑口及ニ坑々口ニ至ル約六百米ノ坑道ニハ  
五〇馬力逆轉捲ニヨル機械運搬トシ各沿層坑道或ハ堅入坑道ヲ經  
テ前記坑道ニ至ル區間ハ其ノ延長ヲ考慮ノ上人力手押運搬又ハ馬  
匹運搬トス

二新坑

本坑道ハ前述ノ如ク坑内斜坑並ニ坑外エンドレス運搬ト密接ナル  
關係アル主要運搬坑道ナルヲ以テ坑外ニ五〇馬力逆轉捲ヲ設置シ  
將來本區域へニ坑ヲ含ム一圖ノ出炭ヲ本坑道ニ集約セシムル豫  
定ナリ



3. 水 炭 坑

主要運搬坑道ノ運搬ハ四十五馬力逆轉エンジンヲ以テナン整入  
及各層運搬ハ馬車運搬ヲナスモノナルガ中切ヨリ上層ノ掘炭ハ炭  
炭切羽ヨリ大漏斗迄ヲチエンコンベア！ニヨリソレヨリ自然落下  
ニヨリ主要運搬坑道ニ搬出スルモノナリ

4. 切羽運搬

切羽運搬ハ主トシテ各切羽炭層真傾斜ヲ偽傾斜ニ採リ重力自然  
流下トシ輸送トラフ（鐵版）ヲ而設スルコトアルベシ  
卅シテ前記ノ如ク運搬法ハ炭層比較的急傾斜ナルトキ利用ヒラ  
ル、モ偶々炭層傾斜三五度以内ノ炭層ノ場合ハ必然的トラフ使用  
、或ハコンベア！必要ノ止ムナキニ至ル事アリ、今後切羽ノ移行  
スハ坑内進展ニ伴ヒ能率上コンベア！使用ノ必要ニ迫ラル、モノ  
ト思料ス

5. 其ノ他ノ坑内機械

既設ノニ坑々外ニ掘付運轉中ノ七五馬力空氣壓縮機ヲ十九年上期中  
旬マデニニ坑々内ニ移動掘付ナン採炭機器ノ最モ有致的ト運轉ヲ計  
ラントス、同時ニニ坑々口ニ十八年下期未定或豫定ニテ掘付中ノ五  
〇馬力逆轉捲ノ保守並ニ運轉ヲナスモノトス、尚十九年上期ホマデ  
新坑口ニ五〇馬力逆轉捲ヲ設置ノ豫定ナリ

水炭坑々外ニ十八年下期未定或一〇〇馬力空氣壓縮機ノ保守運轉  
ノ萬全ヲ期セントス

水炭坑口掘付豫定ノ四〇馬力逆轉捲ノ完成ハ四月ニシテ其ノ運轉並  
ニ保守ヲナサントス。

(二) 坑外施設

1. 建物

昭和十八年度ニ引續キ十九年上期ニ於テ従業員社宅ニ六棟、社員社  
宅五棟ヲ建築シ人員ノ増加ニ備ヘ外ニ現事務所及倉庫ノ増築ヲナス  
朝鮮人獨身勤務者ノラメ合宿所ヲ新築スル外機械工場其他ヲ増築セ





ントス  
口海 察 初  
ノ運炭設備

一、索 道

既ニ十八年下期ニ於テ完成運轉中ノ全線ニ亙リ舊上期ハ補守運轉ノミトス

ニ、小林澤逆轉機

十八年下期ニ於テ完成正式運轉中ノ一五〇馬力逆轉機ノ取上計ニ於ケル計畫トシテ全線ニ亙リ補守運轉ニ萬全ヲ期セントス

三、鐵 道

本線並ニ貯炭引込線等既ニ完成セルヲ以テ現在使用中ノ汽關車五台ニ更ニ十八年下期末着山ノ一台ヲ加ヘ當上期ニ於テ汽關車ノ全能力ヲ發揮シ運炭能率ノ増大ヲ計ラントス

四、選 炭 場

十八年下期ニ完成運轉セル選炭機ノ補修整備ヲ完成ナシ選炭能率ヲ揚ゲ出炭能力ト相持ツテ其ノ機能發揮ニ萬全ヲ期セントス

五、港灣積込設備

南名好川河口附近ノ堤防ニ崩壞ノ虞アル箇所アルヲ以テ十九年上期ニ於テ延長約ニ七〇米ノ護岸工事ヲ施行シ来期ニ残余ノ延長約四五米ヲ施行セントスル計畫ナリ  
前記ニ引續キ南名好川河口ヨリ海中ニ向ヒ百噸内外ノ簀並ニ五〇馬力程厚ノ曳船用發動機船ノ出入ヲ可能ナラシムベク砂防護岸工事ヲ繼續施行スル計畫ニシテ十九年上期ニ於テハ延長約四〇米ヲ經力完成セシメ下期ニ於テ残余ノ延長約ニ〇米ヲ施行シ砂防護岸工事ヲ一先ツ完了セシムル豫定ナリ。尚同河口川底ノ一部ニ存在スル岩礁ヲ破碎シ併セテ河口附近ノ浚渫ヲ續行セントス

六、其他ノ土木工事

礦業所、事務所前附近南名好川水尻ハ屈曲甚クシク洪水時ニ氾濫



スル事アルヲ以テ之ヲ短距離ニ切替ヘントス  
山元ノ社宅前チ人口ハ逐次増加シ之ニ伴ヒテ給水ノ不足ニハ常ニ  
悩マサレツ、ヤルヲ以テ給水量ニ余裕ヲ生ジケル場合ニ之ヲ貯水  
センガタノ土壇築ヲ築造シ給水ノ調節ヲナサントス  
南石好濱第ニ貯炭場ハ多少濃肥帯ノ傾向アルヲ以テ之ニ排水溝ヲ  
設ケントス  
ハ機被並ニ電氣設備  
坑外機被設備トシテハ現在ノ工場ニ依リ各種機械類ノ補修ニ萬  
全ヲ期セントス  
電氣設備トシテハ既ニ完備セル送配電線並ニ動力線ニ依ル出炭作業  
ニ支障ナカラシムル豫定ナリ





所成事業經營計畫概要

(三ヶ年間所要資金總額六八四、八一〇圓)

一、理由

樟太炭ニ於ケル杯水ノ掘下ハ其ノ數量各年度相違スルモ過去五ヶ年ノ邊  
 分、米況ヲ覓ルニ大体一七〇〇万石ヨリニ三〇〇万石ノ範圍ニシテ而モ  
 年毎ニ需要多岐ニ亘ルヲ以テ生産配給ヲ一元的ニスルト共ニ本島米消費  
 用ノ合理化ヲ圖リ併セテ糧食ノ調整ヲ爲サントスル機分ヲ以テ當社ハ本  
 事業ヲ經營スルモノニシテ欲テ生スル其ノ收益ハ地ノ開發事業ニ之ヲ投  
 資セントスルニ在ルモノナリ而シテ所成事業ノ當初ノ計畫數量ハ鑛業用  
 材、製材原木、其他初年度(昭和十六年冬山)九太一〇〇万石ニ年次以  
 降九太二五〇万石ナリシガ其ノ實行ハ初年度九太五万石ニ年次(昭和  
 十七年冬山)七十一万石ニシテ石ハ各炭鑛ニ於テ手持材ヲ有スル關係ト  
 戰時下配船難ニ伴フ採炭仰制ニ因ルモノニシテ又之ニ伴フ地方ノ土木建  
 築事業モ手控ノ狀況ニ在ル關係ニ基クモノナリ當社ノ使命ニ付テハ前ニ

申述クル如ク之が達成上現在本島ニ於ケル各方面ノ造材事業ヲ當社ニ統  
 合スルノ要アリ其ノ實現ヲ期シ別ニ當社十年計畫ヲ樹立シ旅米ヨリ當社  
 實行ノ鑛業用材及製材原木ノ外、公用材ハルプ原木及官行所代事業ノ一  
 部ヲ當社ニ移讓シ尙未利用材ノ開發モ昭和二十三年以降其ノ大部ヲ當社  
 事業トシ以テ一元的所成ヲ行ハントスルニアリ之レニ依レバ初年度ニニ  
 五万石(昭和十九年冬山)六年度以降四六五万石ノ所成量トナル之レ等  
 ハ關係當局ノ御配慮ト御援助ニ俟ツテ實行ニ移ルベキコト、シ差向キ昭  
 和十八年以降三ヶ年ノ需要量ヲ現實性アル數字ヲ基礎ニ別項事業内容ニ  
 示ス通り見込ミ之レガ實行努力セントスルモノナリ

事業内容

三ヶ年間の研究見込数量は、如し

昭和十八年	九八、三〇〇 <small>石</small>	六五五、二〇〇 <small>石</small>	二七五、五〇〇 <small>石</small>	七〇、〇〇〇 <small>石</small>	一〇〇、〇〇〇 <small>石</small>
十九年	三五、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇		一五三、〇〇〇
二十年	五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇		一六八、〇〇〇
	鐵業用材	製材用材	特殊材	其他増加見込	計

備考

- (一) 鐵業用材ハ船廠建ノ緩和ヲ見ニ至ラズ採炭仰制ニ依リ需要少キモノナリ
  - (二) 製材用材ハ公用向製材ノ増加ヲ求メツ、アリ
  - (三) 特殊材ハ長材、柱材、電柱、枕木等ニシテ長材中ニハ海洋敷用ノ増加ヲ見込ミナリ
- 造船ノ船所ハ繼續的ニ同一箇所ニ於テ實行スルヲ理想トスルガ點ハ昭和十七

年度ノ三十八箇所中昭和十八年度ハ繼續スル場所ニ十三ヶ所トシ計五十五箇所ニシテ尚増加ノ見込ナリ

造船ハ冬期ノ成採ヲ主トスルガ故ニ其ノ收支ハ着手期ヨリ止上ゲ迄三箇年度即チ昭和十八年度ニアリテハ昭和十八年下期、同十九年上期、同下期ニ跨ルモノトス

水計画ニ依ル凡本ノ生産費ハ平均百石當原水代三五〇圓、収出費五八〇圓、輸送費二〇三圓、事務諸掛五五圓計一、九八圓トシ之ニ利益凡三圓ヲ見込ミ販賣價格ヲ一、二八一圓トセリ



三寶盆繰返収支豫算

要 外	家賃 町成費	原水代	炊出費	輸送費	草務費	経営費中	本折取費代	寶盆繰返引	収支	本折取費代	経営費	差引 繰
十八年		一八四四圓 七五圓五分	一七圓 一七圓五分	一三六八圓 一三六八圓	七五圓 一〇〇圓	一〇一六一圓 一〇一六一圓	五九八圓 五九八圓	五五五圓 五五五圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓
十九年		一八四四圓 七五圓五分	一七圓 一七圓五分	一三六八圓 一三六八圓	七五圓 一〇〇圓	一〇一六一圓 一〇一六一圓	五九八圓 五九八圓	五五五圓 五五五圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓
二十年		一八四四圓 七五圓五分	一七圓 一七圓五分	一三六八圓 一三六八圓	七五圓 一〇〇圓	一〇一六一圓 一〇一六一圓	五九八圓 五九八圓	五五五圓 五五五圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓	一六三圓 一六三圓
合計		五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓	五五五圓

木材買取販賣事業經營計畫概要

(ニヶ年間所要資金總額)

(圖)

一、理由

當社ノ所收事業以外ニ於テ生産セラル、木材(移入材ヲ含ム)ハ其ノ需給調整上統制セラルベク、近ク統制法ノ實施セラル、ニ當リ之ガ取扱ハ當社ヲシテ爲サシムルコト、ナルヲ以テ、本事業ヲ行ハントスルモノナリ

二、事業内容

取扱ノ木材種目ハ移入材(バニマ板、樺材、造船材、家具材等)移出材及島内配給材(島内生産材ニシテ當社ニ統制セラル、島内配給ノモノ)ニシテ移入材ハ樺太着沖渡シトシ島内配給材ハ出材場所ヨリ需受先工場又ハ炭礦迄輸送引渡スモノトス

取扱量ハ需給ノ實行性ヲ見込ミ左ノ通り行ハントス

昭和十九年 移入材 二万石 移出材 二六万石 島内配給材 三万石

昭和二十年 二万石 二八万石 三万石







水炭及薪材生産事業計畫概要

一、三ヶ年間に要資金總額

四、五二三(圓)

理由

研究ノ附帯事業トシテ水炭及薪材ノ生産ヲ行ヒ木材利用ノ合理化ヲ圖ル  
コト、セルガ禱太ニ於テハ特ニ燃料問題ハ重要ナル事項ニシテ殊ニ水炭  
ハ較近頃ニ増加セル各種ノ用途ニ充當スルコト必要ナルヲ以テ研究事業  
ノ適當ナル箇所ニ於テ之カ生産ヲナスモノナリ  
因ニ禱太全島ニ於ケル水炭需要量ハ最少限度約三十三万板(一板ニ  
十五キログラム)ナルガ勞力資材其ノ他ノ關係上生産之ニ非ハザル環境  
ニ在レバ之レガ増産ニ努力セントスルモノナリ

事業内容

水炭生産費八一板當(二十五キログラム)施設費円五四錢六、材料費円  
六四錢實益ニ圓七八錢計三円九六錢六、ニシテ  
水炭收八八一板當販賣原格三円二〇錢(公定願)補助金円三七錢五、計  
三

三円五七錢五、トセリ

生産見込昭和十九年一六〇〇板、同二十年五〇〇板トス

收支ノ均衡ニ付テハ公定願ノ引上ニヨルカ補助金ノ増加ヲ請フ見込ナリ

薪生産費八一板(約二尺ノ高サ五尺横六尺横ミ)十五圓ニシテ販賣原格  
八十六圓ナリ

而シテ昭和十九年二一〇〇板、同二十年二二〇〇板ノ生産ヲ爲サントス





造林事業計畫概要

(三ヶ年間所要資金總額)

一、三、六、四、二、一〇、〇(圓)

一、植栽事業

樟太ニ於ケル森林ノ現況ニ鑑ミ之ガ積極的増殖涵養ヲ圖リ以テ本邦鐵道  
素工業資材其他ノ恒久的産續ヲ期スルハ國家的緊要事ナリト思料セラレ  
然ルニ現在樟太ノ森林ニハ三十數万町歩ニ達スル未立水地ヲ尙有シ木材  
ノ生産ハ勿論治水其他國土研安上誠ニ憂慮セラル、モノアルヲ以テ樟太  
廳當局ニ於ケレテハ鐵道之ガ綠化造成ニ努メラレツ、アル所ナリ  
従ツテ當社設立ニ當リテモ右廳當局ノ方針ニ基キ樟太廳ヨリ國有未開地  
六万町歩ノ貸付ヲ受ケトド松、エゾ松及グイ松ノ植栽ヲ行フコト、トリ  
目下着々實行中ナリ。今其概要ヲ述ブレバ次ノ如シ  
植栽用地ハ前述ノ通り樟太廳ヨリ未開地六万町歩ノ無償貸付ヲ受クル  
コト、シ昭和十七年ヨリ同三十年迄ニ植栽ヲ完了セントスル方針ノ下ニ  
其ノ用地ノ貸付方出願中ニシテ内貸付済ノ土地ハ女覆及小里ニテ約一  
面

四ニ町歩ナリトス

植栽ノ年度別面積ハ昭和十七年ハ女覆及小里ニテ五六九町歩實行済ニシ  
テ十八年ハ前記樹種ニ円山ヲ加ヘ三割所ニテ一、〇、〇町歩ヲ予定ニ目下  
實行中ナルガ十九年ハ一、五、〇町歩、二十年ハ二、〇、〇町歩ノ予定トリ  
植栽ノ樹種ハ材ノ利用順並ニ荒蕪ノ造林成績等ニ鑑ミ郷土樹ヲ選ビト  
ド松三、〇、〇、エゾ松二、〇、〇、グイ松五、〇、〇ノ割合ヲ以テ配植スルモノト  
シ新植水地ハ各樹種共一町歩當リ三、〇、〇本ヲ標準トシトド松、エゾ松  
ハ新植ノ町ヨリ五ヶ年グイ松ハ三ヶ年間連續下刈ヲ予定ス  
尚トド松、エゾ松ハ十五年目ニ除伐ヲ行ヒ二十五年、四十年、六十年目  
ニ夫々間伐ヲ施行、八十年目ニ至リ主伐シ、グイ松ハ十年目ニ除伐ヲ行  
ヒ十五年、二十五年目ニ夫々間伐ヲ施行、四十年ニテ主伐セントスル方  
針ナリ。又造林地管理、保護上必要箇所ニハ防火線及林内歩道ヲ新設シ  
、隔垣毎ニ手入修理ヲ施ス計畫ニシテ新設經費ニ對シテハ樟太廳ヨリ凡  
割ノ補助ヲ受クベキ予定ナリ



二、苗圃事業

植栽ニ要スル苗木ハ樟太親ヨリ採攢交付ヲ受リヘテ予定ナルモ植栽事業ノ遂行ヲ円滑ナラシメシメカ爲メ苗木ノ確保ヲ期シ現在追分ニ約十三町歩（内六町歩ハ嶺地）ノ固定苗圃ト、女農及小重ニ約二町歩ノ林間苗圃ヲ經營中ナルモ今嶺島内官公私造林事業ノ擴張ニ伴ヒ樟太親ヨリノ苗木交付ハ漸次困難ヲ予想セラル、一方會社植栽事業モ逐年増加ノ予定ニシテ苗圃面積ハ不足スルヲ以テ十九年度分ニ六町歩ノ土地ヲ購入増設スルト共ニ今後毎年々各植栽地附近適地ヲ開墾シ五町歩程度ノ林間苗圃ヲ増設ノ予定ナリ





飼畜機械化農場經營計畫概要

(ハチ年間の所要資金總額)

四一、六四〇圓

一、理由

本島ハ現在ノ國産飼料供給上急遽ナル地也國民ヲ養育シ得ルニ必要トシ之ガ爲ニハ可及的ダクノ農産ヲ扶植シテ農業ヲ營ミ本島食糧ノ自給ヲ圖ルコト庶幾ノ喫緊事ナリトス

仍テ本社ハシニ昭應シテ本島農土ノ特異性ニ鑑ミ飼畜機械化農場ヲ經營シ速急ニ土地ヲ開發シ食糧ヲ増産シ庶セテ農業者ヲ扶植シ以テ拓地植民ノ實ヲ擧ゲントス

ニ、事業内容

當社ハ設立當初ヨリ本事業ノ遂行ヲ期シ昭和十七年ニ先ヅニ箇農場ノ經營ニ着手シ十八年ニハ足等ニ農場ヲ擴張シ諸施設ヲ行ヒケルガ十九年ニ於テハ既存ニ農場ヲ更ニ擴張整備シテ經營ヲ繼續シ更ニ三箇農場ヲ開設シ爾後毎年三箇農場ヲ創設シ十箇年後ニハ三十二箇所ニ於テ農場ヲ經營スルモノトス

本農場ハ其ノ面積ヲニミ〇町歩トシ開墾及土地改良ハ二箇年ヲ以テ完了スルモノトシ初年ニ於テ道路六〇〇間大排水溝六〇〇間中排水溝三六〇間暗渠排水七〇〇間牧場二〇〇間等ノ構築物ヲ施設シ事務所一棟外一丸棟ノ建物ヲ建築シ農具其ノ他ノ器具機械ヲ購入シ第一年度ニ於テ基本施設ノ大部分ヲ整備施設スルモノトス

家事ハ初年ニ耕馬五頭第三年度ニ乳牛三〇頭及耕馬五頭ヲ第三年度ニハ乳牛ニ〇頭及種牡牛一頭ヲ購入シ基本家畜トシテ合計乳牛五〇頭種牡牛一頭耕馬一〇頭ヲ飼養スルモノトス而シテ作物ノ耕作面積ハ初年六〇町歩第二年度一三〇町歩第三年度以降ハ一凡〇町歩ニシテ飼料作物及食糧作物ヲ栽培シ此ノ外三〇町歩ヲ放牧場トシ一〇町歩ハ建物敷地其ノ他トス

本經營ハ未墾地ノ開墾ニ始マリ勞力拂返ノ今日ニ於テ急遽ニ開墾スルノ要アルヲ以テコトヲラツグルニヨリテ根根及開墾ヲナシ開墾後ニ於テモ

耕作力ハ主トシテ「トラクター」及耕馬ニ依ルコト、シ「トラクター」  
ニ台及耕馬一〇頭ヲ常備ス又地力ノ維持、増進、冬季間勞力ノ利用等  
ヲ考慮シテ乳牛五〇頭ヲ飼養スルモノナリ

以上ノ如クニシテ一農場ニ要スル經費ハ基本施設費トシテ土地購入費三  
四、五〇〇圓土地開墾費一三〇〇〇圓酸性矯正費四、四〇〇圓道路及排  
水灌費四、六〇〇圓建物建築費一、八〇〇圓農具機械器具購入費八〇〇  
一三四圓家畜購入費四、〇〇〇圓合計五、八八四圓ナリ（但シ穀類ノ  
如キ辟販ノ地ニ於テ開設スル場合ニハ土地開墾費、土地改良費及建物建  
築費等ハ三割増ヲ見込ムヲ要ス）

而シテ之ガ經營ハ初期ニ於テハ收入少ク經費多クシテ收支相償ハザルモ  
土地改良及堆厩施肥用ノ效果年々累増シ大半年ニ於テハ經營ノ安定ヲ見  
ルニ至リ經營費一、一〇〇〇圓ニ對シテ生産物トシテ小麦四八〇石一七、ニ  
八〇圓蚕豆四五〇石一五、六七〇圓馬鈴薯三、〇〇〇圓メダ四〇〇圓甜菜一  
五万斤一、九五〇圓飼料作物苧麥七一〇石一〇、〇〇〇圓蚕豆一、二〇〇石四、一  
八

七八円瑞興燕青五五、二〇〇メ三八六四円收草子モシ一五四、六〇〇メ一〇、  
九二〇円レッドクロバ一、九六、七〇〇メ七、六六八圓農産物合計七七、九三  
〇円畜産收入トシテハ牛乳九五〇石三、三三〇円仔畜及更新牛馬三、九頭  
一五、二五〇円畜産物合計四、六六〇円ニシテ生産物總計一、四、五三〇円  
其ノ中一、五〇〇円總收入約一、二六〇〇〇円トナリ收支差引約五、〇〇〇円  
ノ利益ヲ見ルモノトス

大体上述ノ如キ農場ヲ經營スルモノニシテ十八年度ニ於テハ十八年度ニ  
既ニ經營セルニ農場ヲ擴張シテ繼續經營スルノ外新ニ三箇所ヲ開設シ長  
等五農場ニ對スル十九年度施設費八一八〇、〇〇〇圓ニ円經營費八一、四二  
四五圓收入八一四七、四一四円ニシテ一、九九二、二六五円ノ資金ヲ必要トシ  
二十年度ニ於テハ新ニ三農場ヲ加ヘテ八農場トナシ之ガ施設費一、三二、  
七三七円經營費六、二五、八七五円收入三、二二、八七〇円ニシテ一、六〇、六、九五  
六円ノ資金ヲ必要トスルモノナリ  
本事業ハ前述ノ如ク現時國防態勢下ニ於テ食糧ノ増進上緊急不可缺ノ事

業ニシテ急速ニ開墾ヲ遂行スルノ使命ヲ有スル本機械化農場ニ於テハ  
トラクターノ活用ハ絶対ニ必要ナルモノナリ然ルニトラクターノ  
入手ト之ニ伴フ燃料ノ配給不圓滑ナル實情ニテハ仍テ本事業ノ重要  
箇ミ年々購入ヲ要スル大台ノトラクターノ入手竝ニ之ニ伴フ揮發油  
及輕油ノ配給ニ就テハ軍需ニ次ギ政府ノ特別ナル援助ヲ茲ニ特ニ要請ス  
ルモノナリ







移民民事業經營計畫概要

(三年所要資金總額 四六八三、〇〇〇円)

二 理由

北万國訪ノ第一線トシテ將又北進基地トシテノ樺太ノ使命達成上最モ緊要ナルハ人口ノ扶植ニアリ即チ現人口ヲ倍加シ約百万ノ人口ヲ保有スルコトハ樺太經營上絶対ニ必要ナリトノ見地ヨリ今後毎年五百戸宛ノ農家ヲ扶植セントスル樺太總ノ方針ヲ採シ昭和十九年ヨリ當社ニ於テ之ガ實行ニ着手セントス

三 事業内容

(一) 移民民事業ニ於ケル當社ノ擔當事項

移民收容地ノ選定及區劃移民ノ募集及入植者ノ次尺幹線道路構築、移民休泊所、學校、醫師、郵便局等ノ設置醫師ノ配置及移民訓練所ノ經營等ハ官ニ依テ行ヒ當社ハ專ラ入植者ノ補助成ヲ擔當スルモノトシ昭和十九年ニ於テハ移民入地ニ對スル諸般ノ準備ヲ行ヒ昭和二十年ヨ

リ入地セシムルモノトス

(二) 移民ノ入地方法

移民訓練所ニ於テ修練ヲ終ヘケル者ハ一定區劃地ニ入地セシメ有家族者ニアリテハ土地十町歩ヲ與ヘ各戸毎畜農業經營ヲ行ハシムルモノトス

單身者ハ約五年間ヘ一定ノ開墾ヲ遂ゲ家畜ヲ保有シ且妻帯獨立スルニ至ル迄ノ期間ハ共同經營ヲ行ハシムルモノトシ適當人教ヲ以テ班ヲ組織シ班毎ニ收容シ共同ニ依リ農業ヲ經營セシムルモノトス而シテ將來一戸ヲ構フルニ至リケルトキハ解班シテ各個人經營ニ移行セシム

(三) 移民ノ補助施設

(1) 採根開墾及酸性土壤矯正

入地後ノ耕作ニ支障ナカラシムルタメ入地前ニ村平均ニ町歩ノ土地ヲ採根及開墾ノ上石灰一町歩平均千六百貫ヲ施用シ酸性土壤ノ矯正ヲ爲シ置クモノトス



(四) 家畜及畜舎建設

移民ヲ收容スル迄ニハ各戸ノ收容地ニ差當リ必要トスル住宅及畜舎  
 (一) 有家族者ニハ住宅畜舎各十五坪トシ獨身者ニハ集團的ニ建設シテ  
 建築シ置キ直チニ入地シ得ル様準備スルモノトス

(二) 農具及家畜ノ貸付

移民入地後直チニ耕作ニ從事シ得ル爲ニハ各戸ニ馬力用主要農具及  
 家畜ハ耕馬一頭並ニ頭シ又五戸ヲ以テ一單位トシテ共同的ニ使用  
 セシムル爲收穫及調整用農具ヲ貸付スルモノトス  
 農具ハ一定期間後移民ニ譲渡スルモノトシ家畜ハ仔畜ヲ以テ返還シ  
 タル場合ハ貸付額畜ハ移民ニ譲與スルモノトス

(三) 種子及肥料ノ給與

移民入地第一年目ニ於ケル所有種子及肥料ハ恩償ニテ給與スルモノ  
 トス

(五) 移民指導所ノ設置及指導員ノ配置

三

移民入植後ノ農業經營及生活上ノ指導ヲ行フタメ凡ソ二十五戸ニ一  
 名ノ程度ヲ以テ指導員ヲ配置スルコトトシ指導員ニ名ニ付ニヶ所ノ  
 割ヲ以テ移民指導所ヲ建設スルモノトス

(四) 事業費

(1) 毎戸次ノ入植者ニ對スル事業費(五〇〇〇戸分)

區 分	金 額	荷 荷	要
開墾費	六五〇、〇〇〇	一〇〇〇町歩 一町歩	六五〇、〇〇〇
改良土壌矯正費	二二〇、〇〇〇	〃	二二〇、〇〇〇
移民家屋建設費	三〇五〇、〇〇〇	有家族者三〇〇戸 一棟 單身者共同作業舎八ヶ所 一ヶ所	七五〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円(廿五%)
貸付用具購入費	三〇〇、〇〇〇	個人用 五〇〇組 一組 共同用 一〇〇〇組 一組	三五〇、〇〇〇 一、二五〇、〇〇〇
家畜購入費	九〇四、〇〇〇	耕馬 四〇〇頭 一頭	一、二〇〇、〇〇〇

種子及肥料購入費	一七五、〇〇〇	乳牛 八〇〇頭	一頭
計	五、二九八、〇〇〇	牝牛 一六頭	〃
		一戸當	三五〇円
			五〇〇円 一三、〇〇〇円

〇指導費其他  
 移民指導所建設費 一畝 一五、〇〇〇円  
 〃 維持費 三〇、〇〇〇円  
 移民指導員費 一名 三三、〇〇〇円  
 市 務 費 移民一戸ニ付 二〇円(五分毎)  
 新規募集一戸ニ付 五〇円

〇收支計算  
 移民事業ニ對スル事業費ハ全額俸々廳交付金ヲ以テ充ツル建前トス  
 三三

三 資 金 繰	昭 和 十 九 年	昭 和 二 十 年	合 計
〇 資 金 繰			
一 事 業 費			
開 墾 費	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
鹼性土壌矯正費	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇
家 屋 建 築 費	三〇五、〇〇〇	三〇五、〇〇〇	六一〇、〇〇〇
農 具 購 入 費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
家 畜 購 入 費		九、〇四、〇〇〇	九、〇四、〇〇〇
種子肥料購入費		一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇
指導所建設費	一〇八、〇〇〇	一二六、〇〇〇	二三四、〇〇〇
指導員費		二五八、〇〇〇	二五八、〇〇〇
市 務 費	三五、〇〇〇	四五、〇〇〇	八〇、〇〇〇



計	四三六二、〇〇〇	五七三八、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇
三、收	八七〇、〇〇〇	四、五三八、〇〇〇	五、四〇八、〇〇〇
三、支	三、四九三、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇	四、六八三、〇〇〇
三、引	(一)	(一)	(一)
三、資	(一)	(一)	(一)
三、金	(一)	(一)	(一)
三、過	(一)	(一)	(一)
三、不	(一)	(一)	(一)
三、足	(一)	(一)	(一)

備考  
 一、三、太、三、天、付、金、ハ、當、法、ノ、年、度、ト、官、廳、會、計、年、度、ト、相、違、ス、ル、ヲ、以、テ、當、法、ト、シ、  
 テ、ハ、土、地、造、成、(、開、鑿、及、礮、性、矯、正、) 及、種、子、肥、料、ノ、ミ、當、年、度、ニ、受、入、ト、シ、  
 ハ、翌、年、度、ニ、受、入、ル、コ、ト、ト、シ、テ、計、上、ス



畜産業經營計畫概要

（三）畜産經營計畫概要

本事業ニ於テハ乳牛牧場、牝犢肥育牧場、馴鹿牧場及毛皮動物飼育場ヲ經營セントス

一 乳牛牧場

（一）理由

謀太ハ黒炭國上ノ關係上家畜ノ飼養ニ適スルノミナラズ比較的安價ナル土地ヲ豊富ニ利用出来得ラル、等ノ點ヨリシテ乳牛牧場ノ經營ニハ最も好條件ヲ有シ之ガ牧場ノ經營ニ依リ生産セラル、乳肉及其ノ製品ハ食糧資源トシテ最も重要ナルモノナルヲ以テ之ガ増産ヲ圖リ以テ謀太ニ於ケル食糧ノ自給ニ寄與センガ爲メ既ニ昭和十七年ヨリ乳牛牧場ノ經營ニ着手セリ、而シテ昭和十八年以降ハ四百五十町歩ヲ一單位トシタル乳牛牧場ヲ毎年一箇所宛計三箇所ヲ新規ニ開設シ三年後ニ於テハ既設ノモノヲ合シ四箇所ヲ經營セントスル予定ナリシガ食糧問題ノ

三五

緊迫セル今日然モ乳牛入手頗ル困難ナル事情ヲモ考慮ノ上昭和十九年ハ乳牛牧場ニ替フルニ牝犢肥育牧場ヲ以テシ昭和二十年ニ於テハ三牧場ヲ經營セントス

（二）事業内容

本牧場ノ單位面積ハ四百五十町歩ニシテ其ノ内百八十五町歩ハ之ヲ家畜飼料用ニ當テ燕麦五十五町歩八反歩、大豆一五町歩、瑞興蕪菁七町八反歩、赤クワロバールニ十八町三反歩、トチモシール七十八町歩ヲ収付シ又ニ百二十五町歩ハ牧草地トシ其他四十町歩ハ建物道路等ノ敷地トシテ利用スルモノトス

而シテ本牧場ハ三箇年ヲ以テ之ガ開墾及土地改良施設ヲ完了シ家畜ハ第一年度ニ於テ耕馬五頭ヲ第一年度ニハ乳牛五十頭、種牡牛一頭及耕馬五頭ヲ又第三年度ニ於テハ乳牛五十頭、種牡牛一頭ヲ購入シ合計乳牛百頭種牡牛二頭ヲ畜産ノ基礎トシテ乳牛ノ改良増産並ニ産乳量ノ増加ヲ期スルモノトス、而シテ耕馬十頭ハ本牧場所要飼料作物ノ生産依



業ニ就事セシメ又之ニ投資ナル農牧場用機械器具類ハ初年ニ於テ購入整備スルコト、ナシ事務所一棟外ニ十七棟ノ建物及道路千二百間、排水溝、入石堀中排水溝三千六百間、暗渠排水溝七千二百間、牧柵五千八百間ノ構築物モ亦初年ニ於テ施設スルモノトス、

而シテ水筆直牧場ノ經營ニ要スル基本施設費ハ土地購入費四万五百円、土地開墾費貳拾貳万壹千五百円、酸性矯正費四万七千五百円、道路排水費五万八千貳百円、建築費貳拾貳万四百円、農畜用機械器具費八万貳千五百圓、七戸家畜購入費拾九万五千円、計凡拾五万六千四百五拾七円、ナリ尚之ガ經營上必要トスル飼料作物ノ作付面積ハ第一年度五百一十一町歩、第二年度五百三十三町歩、第三年度五百七十三町歩ニシテ第四年度以降ハ毎年百八十五町歩ナリ其地ニ百二十五町歩ノ放牧地ヲ設ケ更ニ乳牛ヲ放子テ飼養管理ノ合理化ヲ期スルモノトス、

水牧場ノ生産物トシテハ豚種牛、牛乳、穀畜及農産物ニシテ經營ノ收支第三年度迄ハ毎年収獲ヲ示シ其累計十一万九千円ニシテ第四年度ヨ

三六

リハ毎年利益ヲ與ゲ得之ガ經營ノ安定ヲ見ルハ第六年度自以降ト又今其ノトキニ於ケル收支ハ概補種牛六十五頭分七万八千円、牛乳二千二百五十石分七萬四千二百五十円、廢牛馬十一頭分三千六百五十円、及農産物分七万四千円、計二十二万八千九百円ニシテ之ニ對スル支出ハ牧場事務費四万六千円、牧場飼畜費七万三千二百九十五円、耕作費三万四千四百五十七円、建物農具其ノ他償却費一万三千九百五十七円、同上修繕費一万五千八十一円、計十七万四千三百八十三円、差引年額五万五千五百十七円ノ利益ヲ舉ゲ得ラレ其投資額ニ對スル利益率八五分八厘ニ毛トナル見込ニナリ、而シテ昭和十九年ニ於ケル清川及貝塚乳牛牧場ノ總起業費八十九万三千四百二十七円ヲ要シ之等ノ總經營費八十四万六千六百八十五円ニシテ其ノ總收入八十一万七千二百九十円ナルヲ以テ差引十二万九千三百九十五円ノ損失ナリ又昭和二十年ニ於ケル清川、貝塚及新設乳牛ノ總起業費八百二十二万六千八百七十八円ヲ要シ之等ノ總經營費八十四万三千五百十五円ニシテ其ノ總收入八十三万八千四百四十円ナルヲ以テ差



ニ壯懐肥育牧場

引三万五千五百三十五円ノ損失ナリ

(一)理由

各種食糧中特ニ肉資源ノ増産確保ヲ期スルハ時局下軍需將士並ニ筑後  
國民ノ健康衛生上實ニ喫緊ノ要務ニシテ之ヲ増産方策ニ列シテハ種々  
アリト雖モ本島乳牛飼養ノ現況ニ照ラシ茲ニ欲スルト否トニ拘ラズ正  
副程度ニ分娩生産セラル、壯懐ノ経済的用途止ヲ圖ルヲ以テ散毛飛糞  
且糞効適確ナルモノト選料セラル  
然ルニ炭素肉用牡牝ノ飼育状態ヲ見ルニ適々トシテ進展セズ其ノ不  
分ノ片肉ハ毎町内地ヨリノ移入ニ專ラ依存スル現況ナリ、之レ一面ニ  
ハ飼養管理技術ノ幼稚ナルニモ起因スルモ其ノ主因ハ飼料費ノ嵩高ナ  
ルニ比シ生産肉額ノ低廉ナル爲メ收支相償ハシムルニ至ルニハ可成リ  
長期ニ亘リテ之ヲ飼育スルヲ要シ其ノ開資亦ヲ長期固定セシムル概ヲ  
測シ得ツ遂ニ早期田用屠殺ノ弊ニ陥リ延イテハ産肉能率ノ低下ヲ招  
キ

シワルモノナリ

由來本事業ハ特殊ノ飼育管理技術ト長期資本固定ヲ伴フ事業ニシテ一  
般農家又ハ起業家等ニノミ委ヌルコトハ其ノ負擔ヲ加重スル結果トナ  
リテ究ク打終ノ美ヲ收メ能ハサルモノト懸念セラル、故ニ之ヲ當社  
ノ直営事業ニ移シ以テ産肉量ノ増加ト肉質ノ向上ヲ圖リテ時局ノ要請  
ニ應ントスルモノナリ

(二)事業内容

本牧場ノ經營面積ハ一牧場一千五百町トシ之ニ繋養スル牡牝數ハ常時  
一千頭トス、而シテ是等ノ牡牝ハ當社直営農牧場又ハ地方農家生産ニ  
係ルモノヲ毎年二百五十頭宛購入收容シ之ヲ四歳ノ十二月マデ最モ合  
理的且ツ経済的ニ飼養管理シタル上肉用牛トシテ屠肉處分ニ耐スルモ  
ノトス

而シテ本事業ハ昭和十九年ヨリ着手シ其ノ基礎施設ハ四年間ニ完成セ  
シムル豫定ニシテ其ノ主ナルモノヲ別記スルニ建物ハ事務所一棟外ニ



十四畝及びイロヒ、玄構、菜物、八道路、六百畝、大排水溝、一千二百畝、中排水溝、三千六百畝、暗渠、排水溝、七千四百畝、收耕、一万三千一百九十二畝、上地、開墾、及、險性、矯正、八畑、地、四百五十七畝、ニ、對シテ、行ヒ、放牧、地、九百三、町、步、ニ、對シテ、ハ、振、振、地、ヲ、ナ、ス、モ、ト、ス

而シテ、水、經、感、ニ、於テ、ハ、第五、年、ヨリ、畜、産、及、農、産、物、收、入、安、定、シ、其、ノ、後、ハ、毎、年、畜、産、收、入、十九、万、九、千、八、百、八、十、五、円、農、産、物、ノ、收、入、十三、万、七、千、百、円、計、三十、二、万、八、千、八、百、五、十、円、ノ、收、入、ヲ、得、ラ、レ、其、ノ、支、出、ハ、牧、場、重、修、費、四、万、七、千、円、飼、畜、費、十、四、万、四、千、三、百、二、十、五、円、耕、作、費、五、万、二、百、七、十、円、建、物、設、置、費、用、其、其、ノ、他、横、割、費、一、万、八、千、二、百、九、十、円、上、修、繕、費、一、万、八、千、五、百、九、十、八、円、此、據、強、入、費、其、ノ、他、一、万、九、千、六、十、七、円、計、二十、九、万、七、千、五、百、五、十、円、ノ、支、出、ニ、シテ、差、引、年、額、三、万、五、百、三、十、五、円、ノ、利、益、ヲ、收、メ、得、ル、見、込、ナ、リ、而シテ、本、事業、經營、ニ、投、下、シ、タル、投、資、額、百、七、拾、万、三、千、三、百、二、十、四、円、ニ、對スル、利、率、ヲ、求、ム、ル、ニ、一、分、七、厘、八、毛、ト、ナ、ル、ベ、シ、而シテ、昭和、十、九、年、ニ、於ケル、本、牧、場、ノ、起、業、費、ハ、六、十、一、万、百、五、十、円、ヲ、要、シ、

三六

之、ガ、經、營、費、ハ、二、万、七、千、百、三、十、五、円、ニ、シテ、其、ノ、收、入、ハ、七、千、八、百、八、十、円、ナ、ル、ヲ、以、テ、差、引、一、万、九、千、二、百、五、十、五、円、ノ、損、失、ナ、リ、又、昭和、二十、年、ニ、於テ、ハ、同、起、業、費、八、四、七、万、五、千、五、百、四、十、円、ヲ、要、シ、之、ガ、經、營、費、ハ、九、万、一、千、六、百、七、十、八、円、ニ、シテ、其、ノ、收、入、ハ、三、万、一、千、百、円、ナ、ル、ヲ、以、テ、差、引、六、万、五、百、七、十、八、円、ノ、損、失、ナ、リ、

### 二、馴鹿牧場

(一) 理由

樺太ニ、現、存、ス、ル、ツ、ン、ド、ラ、ニ、十、有、余、万、町、步、ノ、利、用、開、發、ヲ、企、圖、ス、ル、ハ、茲、ニ、列、下、緊、要、事、項、ノ、一、タ、ル、ベ、ク、由、來、瘠、瘠、不、毛、ノ、地、ト、シ、テ、放、牧、シ、テ、顧、ミ、ラ、レ、ザ、リ、シ、ツ、ン、ド、ラ、地、帯、モ、此、處、ニ、馴、鹿、ヲ、飼、育、ス、ル、ト、キ、ハ、克、ク、蒼、獐、ノ、實、ヲ、採、集、シ、テ、而、モ、重、要、資、源、ク、ル、乳、肉、皮、角、等、ノ、増、産、ヲ、期、待、シ、得、ル、ノ、ミ、ナ、ラ、ズ、其、ノ、視、力、並、ニ、賦、力、ハ、概、シ、テ、交、通、不、便、ナ、ル、ツ、ン、ド、ラ、地、帯、若、シ、ク、ハ、冬、期、積、雪、地、方、ニ、於ケル、交、通、機、関、ト、シ、テ、利、便、他、ノ、家、畜、ノ、追、從、ヲ、許、サ、バ、ル、特、

異能力ヲ利用シ得ベシ而モ今ヤ北風雪急ヲ告ゲ政府野戦上ノ現地ヨ  
リスルモ本家畜ノ重要使命タルマ贅言ヲ要セザル處ニシテ時ニ之ヲ  
内休有数ノ極メテ些少ナル現狀ニ鑑ミ率先當社ニ於テ八軍及漁太懸  
慮ヲ休シ急遽之ガ改良増殖ヲ期セントシテ茲ニ本事業ニ挺身着手ス  
所以ナリトス

(四) 事業内容

本牧場ハ昭和十七年ヨリ之ヲ開始シ農畜支應管内振戸川及留久玉川荒  
域地區ニ於テ十町歩ノ地積ヲ選ビ茲ニ經營單位面積一町ニ千五百町  
歩飼養馴鹿數五、百頭ノ收容牧場ヲ八箇所設置シテ改良増殖ニ  
努力スルモノニシテ急遽増殖ノ方針ヲ實現セシムル爲メ於テ本計  
画遂行中ハ農畜以外馴鹿ノ買却又ハ屠殺ハ原則的ニ之ヲ行ハザルモノ  
トス

本經營ニ於テハ曩ニ購入セルニ百頭ノ馴鹿ヲ慈殖ノ基礎トシ此後百九  
十九

十一頭ノ種馴鹿ヲ購入シテ血液ノ更新ヲ圖リ昭和二十九年米マテニハ  
總計三千九百九十一頭ノ馴鹿ヲ増殖セシムル計画ナリ、而シテ之ニ要  
スル建物ハ社宅一棟外五十五棟ヲ建設シ牧草生産地クル六十六町歩ノ  
畑ハ開墾及酸性矯正ヲ行ヒ又精糞物トシテハ道路一、六千八百間中排  
水溝四千間連絡電話線一、六千八百間收捕五、六千間ヲ設置スルモノ  
トス

而シテ昭和二十九年ニ於ケル收入ハ生肉一、六千四百円袋角十三万二  
千九百六十円鹿略三万三千三百五円芳殺料三万四千九百八十円毛皮八  
千五百十円牧草一万五千八百四十円計二十三万八千六百三十五円ニシ  
テ之ニ要スル支出ハ事務費八万二千七百円、飼育費十、四、千、三、百、十、四  
円、耕作費五、千、九、百、四十円諸債却買一、万、九、千、四、百、九、十、九、円諸修繕費二、万、三、  
千、百、五、十、八、円計二十三万五千六百七十九円ナリ、之ガ差引收入ハ三、千、二、十、  
八、円ニシテ其ノ總投下資本額百一、万、七、千、五、百、七、十、七、円ニ對スル利率ハ年  
二厘七毛ナリ而シテ昭和十九年ニ於ケル本興業費八十二万六千五百円



十円ニシテ之ガ經營費ハ六千八百六十五円ヲ要シ其收入ハ五万八千五百五十五円ナルヲ以テ差引八千七百十円ノ損失ナリ又昭和二十二年於ケル興業費ハ五万三千八百五十円ニシテ之ガ經營費ハ八万二千八百五十五円ヲ要シ其ノ收入ハ七万二千五百十五円ナルヲ以テ差引七千七百七十円ノ損失ナリ

四毛没動物飼育場

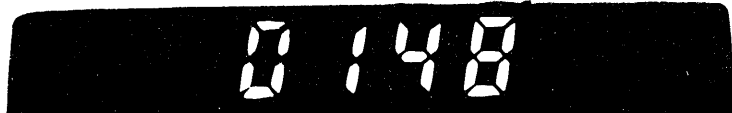
(一) 理由

本島ニ於ケル養蠶産業ハ大正四年初メテ興々ノ聲ヲ擧ゲテヨリ尙未ダノ自然環境ノ優越セルコト飼料ノ豊産感廉ナルコト等ノ理由ニ基キ遂次噴調ナル發達ヲ遂ゲ其ノ生産毛皮ノ聲續又海外市場ニモ知らルルニ至レリ然ルニ偶々今次大東亞戰爭ノ勃發ト共ニ販路ノ敗定縮少セラレタル爲ニ新業ノ發展著シク阻害セラレ而モ宿弊ガ飼料ノ高騰各種資材ノ配給不円滑ニ加フルニモ皮公定額額ノ設定等ニ因リテ本事業經營ノ困難ハ日ヲ進フテ加重セラレ遂ニ表裏直前ノ窮狀ニマテ達詰ノラレニ

至リタルコトハ洵ニ寒心ニ堪ヘ又次第ナリ然レドモ毛没ハ北方民衆遊ニ北方開拓者ニトリテ要不可欠ノ防寒用具ナレバ將來之ガ需要ハ北進日本ノ開拓ト相俟テ加速度的ニ増加スルモノト予測セラレ、点ヨリ考察スルモ將又近時〇〇方面ニ於ケルモ皮ノ必須性ヲ認識強調シ苟ニ本産業ノ振興發達ヲ要望シツ、アル現實ニ照ラシ刻下各種最悪條件ヲモ克服シ以テ國家的使命ノ達成ニ協力セントシテ本事業經營ヲ開始スルモノトス

(二) 事業内容

本場ハ昭和十八年前經營者クル大北産業株式会社ヨリ其ノ養蠶場ヲ居抜ノマ、ニ買収シタル土地九〇町歩及建物構築物等ニ種蠶ニ百頭種ミンツト三頭牛十頭馬三頭ヲ畜調トシ新經營機構ノモトニ再發定ヲナサントスルモノニシテ經營第八年目ニ於テハ其經營面積ハ牧場各種建設物敷地二十町歩飼料畑百十五町六反歩放牧地五十五町歩道路排水溝共他ニ所歩計百九十二町六反歩ナリ而シテ各種基本施設ノ完成ヲ見ル



八第八年目ニシテ建物ハ畜舎一棟外五十一棟、稲粟物ハ道路一千四百  
 割大排水溝二百間中排水溝五百間、渠排水溝三百間、牧場四千二百間、  
 倉庫四千四百三十三間、穀倉二千二百間、仔豚舎四十三棟、ミンク舎十棟、  
 地開墾及酸性矯正八百十五町六反歩、板垣五十五町歩ヲ行フモノト  
 ス家畜トシテハ種豚千四百頭、種ミンク千三百三十頭、牛三丁五頭、馬七頭、  
 外ニ鶏五百羽ヲ飼養シ之等ノ飼料ハ自給自足ヲ建前トスルヲ以テ之ニ  
 要スル飼料耕稼面積ハ小麥六十四町歩、粟多十六町ニ反歩、豆三町歩、  
 クロバ一五町八反歩、豌豆三町歩、チモシー二十町歩、甘藷其ノ他三町  
 六反歩計百十五町六反歩トス  
 而シテ第八年目以降ハ經營安定シ其収入ヲ主ナルモノハ概毛皮二千六  
 百三十枚、十一万四百円、種豚三百頭、四万五千円、ミンク毛皮二千八百三  
 十四枚、十一万三千三百六十円、種ミンク三百頭、二万千円、牛乳三百凡十  
 一万二千八百七十円、粟中其ノ他十五頭、六千六百円、鶏卵七万五千圓、八千  
 二百五十円、粟鶏ニ〇八羽、六百二十四円、農産物四万六千二百四十円計四

十六万四千三百四十四円トリ、而シテ其ノ支出ヲ擧グルニ事務費八万  
 四百円、飼畜費二十三万九千三百三十四円、耕稼費一万九千六百五十二円、諸債却費  
 四万二千五百九十九円、計四十四万九千四百七十四円ニシテ差引六万  
 三千九百九十七円ノ利益トナル而シテ總投下資本額百四十八万四千四百  
 九十二円ニ對スル利率八年四分二厘六毛トナル見込ナリ  
 次ニ本飼育場ニ於ケル昭和十一年ノ起業費ハ二十万九千七百八十一円  
 ヲ要シ之ヲ經營費ハ七万九千四百三十九円ニシテ其収入八万五千三百  
 百十五円トナルヲ以テ差引二万五千二百十四円ノ損失ナリ又昭和二十  
 一年ノ起業費ハ十八万四千九百円ヲ要シ之ヲ經營費ハ十一万一千六百十  
 二円ニシテ其ノ収入八万八千八百四十三円ナルヲ以テ差引三万二千  
 七百六十九円ノ損失ナリ



明治二十五年 朝鮮銀行 貸付金簿 (第 5)

行名	支店名	支店所在地	貸付金種別	貸付金額	貸付日	貸付利率	貸付条件	貸付保証	貸付用途	貸付期間	貸付残高	貸付引当金	貸付引当率
朝鮮銀行	京城支店	京城	朝鮮銀行	100,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	100,000	10,000	10%
			朝鮮銀行	200,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	200,000	20,000	10%
			朝鮮銀行	300,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	300,000	30,000	10%
			朝鮮銀行	400,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	400,000	40,000	10%
			朝鮮銀行	500,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	500,000	50,000	10%
			朝鮮銀行	600,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	600,000	60,000	10%
			朝鮮銀行	700,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	700,000	70,000	10%
			朝鮮銀行	800,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	800,000	80,000	10%
			朝鮮銀行	900,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	900,000	90,000	10%
			朝鮮銀行	1,000,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	1,000,000	100,000	10%
朝鮮銀行	釜山支店	釜山	朝鮮銀行	100,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	100,000	10,000	10%
			朝鮮銀行	200,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	200,000	20,000	10%
			朝鮮銀行	300,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	300,000	30,000	10%
			朝鮮銀行	400,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	400,000	40,000	10%
			朝鮮銀行	500,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	500,000	50,000	10%
			朝鮮銀行	600,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	600,000	60,000	10%
			朝鮮銀行	700,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	700,000	70,000	10%
			朝鮮銀行	800,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	800,000	80,000	10%
			朝鮮銀行	900,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	900,000	90,000	10%
			朝鮮銀行	1,000,000	1913.10.1	5%	定期	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	1,000,000	100,000	10%

工業經營計畫概要

(三) 五年間所要資金 九六八五八六圓

一、理由

拓殖ノ要諦ハ人口ノ定着増殖ヲ第一要件トスベク然ツテ樺太ノ氣候風土ニ適應スル生活文化ヲ確立セザルベカラズ 然ルニ樺太ハ寒地ナルモ住宅ハ現在殆ド木造建築ノ粗糲ナルモノニシテ耐久的ニハ勿論保潔上、防大上適當ナラサルモノ多ク之ガ改善ヲ企圖セザルベカラザル状態ナリ、従ツテ水道ニ代フルニ資材經費等ノ関係ヨリシテ煉瓦建テ最モ寒地ニ適應スルモノナルハ明ナル處ニシテ料ニ煉瓦ハ北方住宅建築資材トシテ又軍用其ノ他特殊建築資材トシテ其ノ需要益々増加シツ、アリ、次ニ土管ハ暖房用埋突トシテ又耕地改良ノ爲ノ暗渠埋設用トシテ今後ノ需要益々大ナルモノアリ

然ルニ煉瓦土管共ニ従来主トシテ之ヲ北海道ヨリ供給ヲ受テ来リケルモ原料クル粘土及燃料クル石炭ヲ豊富ニ産スル樺太トシテハ當然之ヲ現地

ニ於テ生産スベキモノニシテ當社ハ既ニ昭和十七年ニ於テ豊原市ニ一工場ヲ設置シ更ニ同十八年ニ於テ之ヲ擴充セルモ本事業ハ製西機送ノ關係上交通及消費地關係ヲ考慮シテ經濟區域ニ工場ヲ分散スルヲ有利トスルヲ以テ昭和十九年度ニ於テハ数番及惠須取地方ニ各一工場ヲ増設シ煉瓦其ノ他ノ増産ヲ行ハントス

ニ事業内容

(一) 工場規模及建設年次

昭和十七年豊原市ニ煉瓦焼成窯貳基ヲ有スル工場ヲ建設シ昭和十八年ヨリ煉瓦製造ヲ開始セルガ年産一六二万樽(一八〇万樽ノ内一割ヲ煉瓦トス)ノ見込トス

(煉瓦建住宅一戸分三十坪建五万樽トシテ約三〇戸分ニ當ル)

昭和十八年ニ於テハ同工場ニ土管窯一基ヲ増設シ昭和十九年ヨリ次ノ通り製造ノ見込トス

煙突用土管 三万本(一三万五千本焼成)住宅約七、〇〇〇戸分



昭和三十九年ニ於テハ數回反惠頒取ニ前記規模(原反及土管共)ノ工場ヲ建設シ昭和三十九年ヨリ操業スルモノトス

(一) 工場建設費

建設費 四〇〇,〇〇〇圓

内訳 用地買収費 二万円(坪當五〇錢) 一〇〇,〇〇〇圓

建物費 (事務所工場社宅) 二二〇,〇〇〇圓

設備費 (焼成装置其ノ他) 一〇七,〇〇〇圓

機械器具費 八二五,〇〇〇圓

(二) 工場當收支計算(平成時一ヶ年)

(1) 收入 一〇九,九五四圓

土管 煙突用 三万円 一〇〇,〇〇〇圓  
 原反 一六二万円 一〇〇,〇〇〇圓  
 計 一〇九,九五四圓

(2) 支出 一〇六,一四四圓

原反經費 一〇六,一四四圓

土管經費 五八,二九九圓

計 一六四,四四三圓

(3) 收支損益 三九,八〇〇圓

利益 三九,八〇〇圓

備考 利益率資金總額 四五万円(運轉資金五万円ヲ含ム)ニ對シ六分五厘

新設工場ハ操業開始ノ年ハ數回ノ三分ノニヲ販賣シ他ヲ次年ニ繰越スモノトシテ計算セリ



氏名	職名	出身地	生年	卒年	備考
田中 清	書記	京都府	1875	1945	
佐藤 健	書記	京都府	1880	1950	
山田 隆	書記	京都府	1885	1955	
鈴木 誠	書記	京都府	1890	1960	
高橋 誠	書記	京都府	1895	1965	
中村 誠	書記	京都府	1900	1970	
渡辺 誠	書記	京都府	1905	1975	
山本 誠	書記	京都府	1910	1980	
佐々木 誠	書記	京都府	1915	1985	
松本 誠	書記	京都府	1920	1990	
石川 誠	書記	京都府	1925	1995	
清水 誠	書記	京都府	1930	2000	
山崎 誠	書記	京都府	1935	2005	
高木 誠	書記	京都府	1940	2010	
藤田 誠	書記	京都府	1945	2015	
佐藤 誠	書記	京都府	1950	2020	
山田 誠	書記	京都府	1955	2025	
鈴木 誠	書記	京都府	1960	2030	
高橋 誠	書記	京都府	1965	2035	
中村 誠	書記	京都府	1970	2040	
渡辺 誠	書記	京都府	1975	2045	
山本 誠	書記	京都府	1980	2050	
佐々木 誠	書記	京都府	1985	2055	
松本 誠	書記	京都府	1990	2060	
石川 誠	書記	京都府	1995	2065	
清水 誠	書記	京都府	2000	2070	
山崎 誠	書記	京都府	2005	2075	
高木 誠	書記	京都府	2010	2080	
藤田 誠	書記	京都府	2015	2085	
佐藤 誠	書記	京都府	2020	2090	
山田 誠	書記	京都府	2025	2095	
鈴木 誠	書記	京都府	2030	2100	
高橋 誠	書記	京都府	2035	2105	
中村 誠	書記	京都府	2040	2110	
渡辺 誠	書記	京都府	2045	2115	
山本 誠	書記	京都府	2050	2120	
佐々木 誠	書記	京都府	2055	2125	
松本 誠	書記	京都府	2060	2130	
石川 誠	書記	京都府	2065	2135	
清水 誠	書記	京都府	2070	2140	
山崎 誠	書記	京都府	2075	2145	
高木 誠	書記	京都府	2080	2150	
藤田 誠	書記	京都府	2085	2155	
佐藤 誠	書記	京都府	2090	2160	
山田 誠	書記	京都府	2095	2165	
鈴木 誠	書記	京都府	2100	2170	
高橋 誠	書記	京都府	2105	2175	
中村 誠	書記	京都府	2110	2180	
渡辺 誠	書記	京都府	2115	2185	
山本 誠	書記	京都府	2120	2190	
佐々木 誠	書記	京都府	2125	2195	
松本 誠	書記	京都府	2130	2200	
石川 誠	書記	京都府	2135	2205	
清水 誠	書記	京都府	2140	2210	
山崎 誠	書記	京都府	2145	2215	
高木 誠	書記	京都府	2150	2220	
藤田 誠	書記	京都府	2155	2225	
佐藤 誠	書記	京都府	2160	2230	
山田 誠	書記	京都府	2165	2235	
鈴木 誠	書記	京都府	2170	2240	
高橋 誠	書記	京都府	2175	2245	
中村 誠	書記	京都府	2180	2250	
渡辺 誠	書記	京都府	2185	2255	
山本 誠	書記	京都府	2190	2260	
佐々木 誠	書記	京都府	2195	2265	
松本 誠	書記	京都府	2200	2270	
石川 誠	書記	京都府	2205	2275	
清水 誠	書記	京都府	2210	2280	
山崎 誠	書記	京都府	2215	2285	
高木 誠	書記	京都府	2220	2290	
藤田 誠	書記	京都府	2225	2295	
佐藤 誠	書記	京都府	2230	2300	
山田 誠	書記	京都府	2235	2305	
鈴木 誠	書記	京都府	2240	2310	
高橋 誠	書記	京都府	2245	2315	
中村 誠	書記	京都府	2250	2320	
渡辺 誠	書記	京都府	2255	2325	
山本 誠	書記	京都府	2260	2330	
佐々木 誠	書記	京都府	2265	2335	
松本 誠	書記	京都府	2270	2340	
石川 誠	書記	京都府	2275	2345	
清水 誠	書記	京都府	2280	2350	
山崎 誠	書記	京都府	2285	2355	
高木 誠	書記	京都府	2290	2360	
藤田 誠	書記	京都府	2295	2365	
佐藤 誠	書記	京都府	2300	2370	
山田 誠	書記	京都府	2305	2375	
鈴木 誠	書記	京都府	2310	2380	
高橋 誠	書記	京都府	2315	2385	
中村 誠	書記	京都府	2320	2390	
渡辺 誠	書記	京都府	2325	2395	
山本 誠	書記	京都府	2330	2400	
佐々木 誠	書記	京都府	2335	2405	
松本 誠	書記	京都府	2340	2410	
石川 誠	書記	京都府	2345	2415	
清水 誠	書記	京都府	2350	2420	
山崎 誠	書記	京都府	2355	2425	
高木 誠	書記	京都府	2360	2430	
藤田 誠	書記	京都府	2365	2435	
佐藤 誠	書記	京都府	2370	2440	
山田 誠	書記	京都府	2375	2445	
鈴木 誠	書記	京都府	2380	2450	
高橋 誠	書記	京都府	2385	2455	
中村 誠	書記	京都府	2390	2460	
渡辺 誠	書記	京都府	2395	2465	
山本 誠	書記	京都府	2400	2470	
佐々木 誠	書記	京都府	2405	2475	
松本 誠	書記	京都府	2410	2480	
石川 誠	書記	京都府	2415	2485	
清水 誠	書記	京都府	2420	2490	
山崎 誠	書記	京都府	2425	2495	
高木 誠	書記	京都府	2430	2500	
藤田 誠	書記	京都府	2435	2505	
佐藤 誠	書記	京都府	2440	2510	
山田 誠	書記	京都府	2445	2515	
鈴木 誠	書記	京都府	2450	2520	
高橋 誠	書記	京都府	2455	2525	
中村 誠	書記	京都府	2460	2530	
渡辺 誠	書記	京都府	2465	2535	
山本 誠	書記	京都府	2470	2540	
佐々木 誠	書記	京都府	2475	2545	
松本 誠	書記	京都府	2480	2550	
石川 誠	書記	京都府	2485	2555	
清水 誠	書記	京都府	2490	2560	
山崎 誠	書記	京都府	2495	2565	
高木 誠	書記	京都府	2500	2570	
藤田 誠	書記	京都府	2505	2575	
佐藤 誠	書記	京都府	2510	2580	
山田 誠	書記	京都府	2515	2585	
鈴木 誠	書記	京都府	2520	2590	
高橋 誠	書記	京都府	2525	2595	
中村 誠	書記	京都府	2530	2600	
渡辺 誠	書記	京都府	2535	2605	
山本 誠	書記	京都府	2540	2610	
佐々木 誠	書記	京都府	2545	2615	
松本 誠	書記	京都府	2550	2620	
石川 誠	書記	京都府	2555	2625	
清水 誠	書記	京都府	2560	2630	
山崎 誠	書記	京都府	2565	2635	
高木 誠	書記	京都府	2570	2640	
藤田 誠	書記	京都府	2575	2645	
佐藤 誠	書記	京都府	2580	2650	
山田 誠	書記	京都府	2585	2655	
鈴木 誠	書記	京都府	2590	2660	
高橋 誠	書記	京都府	2595	2665	
中村 誠	書記	京都府	2600	2670	
渡辺 誠	書記	京都府	2605	2675	
山本 誠	書記	京都府	2610	2680	
佐々木 誠	書記	京都府	2615	2685	
松本 誠	書記	京都府	2620	2690	
石川 誠	書記	京都府	2625	2695	
清水 誠	書記	京都府	2630	2700	
山崎 誠	書記	京都府	2635	2705	
高木 誠	書記	京都府	2640	2710	
藤田 誠	書記	京都府	2645	2715	
佐藤 誠	書記	京都府	2650	2720	
山田 誠	書記	京都府	2655	2725	
鈴木 誠	書記	京都府	2660	2730	
高橋 誠	書記	京都府	2665	2735	
中村 誠	書記	京都府	2670	2740	
渡辺 誠	書記	京都府	2675	2745	
山本 誠	書記	京都府	2680	2750	
佐々木 誠	書記	京都府	2685	2755	
松本 誠	書記	京都府	2690	2760	
石川 誠	書記	京都府	2695	2765	
清水 誠	書記	京都府	2700	2770	
山崎 誠	書記	京都府	2705	2775	
高木 誠	書記	京都府	2710	2780	
藤田 誠	書記	京都府	2715	2785	
佐藤 誠	書記	京都府	2720	2790	
山田 誠	書記	京都府	2725	2795	
鈴木 誠	書記	京都府	2730	2800	
高橋 誠	書記	京都府	2735	2805	
中村 誠	書記	京都府	2740	2810	
渡辺 誠	書記	京都府	2745	2815	
山本 誠	書記	京都府	2750	2820	
佐々木 誠	書記	京都府	2755	2825	
松本 誠	書記	京都府	2760	2830	
石川 誠	書記	京都府	2765	2835	
清水 誠	書記	京都府	2770	2840	
山崎 誠	書記	京都府	2775	2845	
高木 誠	書記	京都府	2780	2850	
藤田 誠	書記	京都府	2785	2855	
佐藤 誠	書記	京都府	2790	2860	
山田 誠	書記	京都府	2795	2865	
鈴木 誠	書記	京都府	2800	2870	
高橋 誠	書記	京都府	2805	2875	
中村 誠	書記	京都府	2810	2880	
渡辺 誠	書記	京都府	2815	2885	
山本 誠	書記	京都府	2820	2890	
佐々木 誠	書記	京都府	2825	2895	
松本 誠	書記	京都府	2830	2900	
石川 誠	書記	京都府	2835	2905	
清水 誠	書記	京都府	2840	2910	
山崎 誠	書記	京都府	2845	2915	
高木 誠	書記	京都府	2850	2920	
藤田 誠	書記	京都府	2855	2925	
佐藤 誠	書記	京都府	2860	2930	
山田 誠	書記	京都府	2865	2935	
鈴木 誠	書記	京都府	2870	2940	
高橋 誠	書記	京都府	2875	2945	
中村 誠	書記	京都府	2880	2950	
渡辺 誠	書記	京都府	2885	2955	
山本 誠	書記	京都府	2890	2960	
佐々木 誠	書記	京都府	2895	2965	
松本 誠	書記	京都府	2900	2970	
石川 誠	書記	京都府	2905	2975	
清水 誠	書記	京都府	2910	2980	
山崎 誠	書記	京都府	2915	2985	
高木 誠	書記	京都府	2920	2990	
藤田 誠	書記	京都府	2925	2995	
佐藤 誠	書記	京都府	2930	3000	

東京大学文学部蔵書目録





ツンドラ加工事業經營計畫概要  
 (三ヶ年所要資金總額 四〇三、〇四圓)

一、理由

糠水ニ埋藏セラレ、ツンドラハ之ヲ採取乾燥シテ約九噸迄ト糶セラレ之  
 ノ加工企業ハ従来幾多ノ試験研究ヲ重ネラレタル所ナルモツンドラ自林  
 ノ含水量極メテ多ク之ガ脱水ノ良法容易ニ發見セラレズ採算上困難アリ  
 テ企業化スルニ至ラザリシガ最近簡易ナル脱水方法發見セラレ人造板  
 家畜飼料及粘結劑其他各種ノ製品ヲ得ルコト明ラカトナリ既ニ人造板ニ  
 於テハ企業化セラレ製造開始セラル、ニ至リタリ  
 當社ニ於テハツンドラ加工事業トシテ軍需上ハ勿論農家其他ニ需要極メ  
 テ多ク而モ供給之ニ件ハガ爾家畜飼料(鳥小ヨリ)ノ移入五千噸ニ及人造  
 板、粘結劑(何レモ軍需資源)ノ製造ヲ綜合的ニ行ヒ現地資源ノ活用ヲ  
 企圖セントス

二、事業内容

(一)工場位置 豊原町落合町

(二)工場能力

品名	日産高	一ヶ年製造高	備考
ソントラ銅件	三噸	九〇〇噸	工場運轉期間ヲ三〇〇日トス
人造板	四五〇枚	一三五、〇〇〇枚	
粘結劑	一噸二分	三六〇噸	

(三)工場設備資金

建物其他附属建設費 二六八、五〇〇円  
 機械設備費 一一五、四〇〇円  
 用地費其他 二〇七、〇四円  
 計 五〇〇、九四四円

(四)建設年次計畫

昭和十八年ニ於テ機械類ノ發註工場ノ設計其他建設諸準備ヲ行ヒ昭和

天

十九年ニ於テ之ガ建設ヲ完了シ昭和二十年ヨリ操業スルモノトス

(五) 收支豫算

の収入

總額

内訳

ソンドラ飼料

九〇〇噸

一噸一五〇円

一三五、〇〇〇円

人造板

一三五、〇〇〇枚

一枚一円五〇銭

二〇二、五〇〇円

船積料

三六〇噸

一噸一〇〇円

三六、〇〇〇円

(四) 支出

總額

内訳

ソンドラ採取費

一、三五〇円

一、三五〇円

三、六五〇円

〇、二〇〇円

二、八五〇円

ソンドラ採取費	一、三五〇円	ソンドラ飼料	九〇〇噸	一噸一五〇円	一三五、〇〇〇円
		人造板	一三五、〇〇〇枚	一枚一円五〇銭	二〇二、五〇〇円
		船積料	三六〇噸	一噸一〇〇円	三六、〇〇〇円
		ソンドラ人遣板	數百一噸當		
			一七〇噸		三、六五〇円
		總支出			二、八五〇円
		製留一噸當			〇、二〇〇円
		合計			二、八五〇円

加工原料費	四八、〇二八	五三、四三五	三、五九六一	二、六八	一九二、四六五	五三六	二七六、四五二
製造費	三、九四八二	四三、八二九	七、六七二七	五、五九	八五、六六二	二三八	二〇一、八七二
経費	四三、五四六	四八、三九四	四、五三一	三、三六	六九、三二〇	一九五	一五八、一七六
合計							

(六) 收支損益

總収入

七三三、五〇〇円

總支出

六六五、〇〇〇円

差引利益

六八、五〇〇円

(七) 利益率

總資金六十五万円へ運轉資金ヲ十五万円トシ此ノ分ヲ含ムニ對シ一割五毛

小坂、毎縣ノ水丈總算

年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計
一	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
二	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
三	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
四	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
五	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
六	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
七	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
八	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
九	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
十	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

研-0607



製塩事業經營計畫概要

(三) 暫年間の要資金總額七五〇〇、〇〇〇円

一、理由

樟木ニ於ケル塩ノ必要量ハ現在年約一万八千噸ト稱シレ更ニ水産物ノ増  
産共ノ起ノ増需要ニ選スルニハ三万噸以上ヲ要スベシ而シテ樟木ニハ製  
塩事業蓄成ニシテ全額之ヲ内地及大原並地獄ノ生産ニ俟テリ然ルニ船隻  
改良力化ヲ絶對ノ必要トスルノ今日之レガ島嶼自給ヲ圖ルハ当面ノ要務ト  
ス

而シテ樟木ノ氣象條件ハ海水ノ天日ニ依リ鹽水蒸発ハ不可成ニシテ、又  
各處海水亦純ニ極少鹽水操法ヲ考案セラレツ、アルモ何レモ大鹽法並

三九

ニハ適セズ茲ニ當地ハ豊富ニ然モ海岸線ニ沿ソテ存スル石灰ヲ利用シ海  
水塩煮法ニ據リテ本事業ヲ興シ以テ極質炭或ハ粉炭ノ利用ニヨツテ經濟  
的ニ生産シ之ガ自給ヲ圖ルモノトス

二、事業内容

取敢ズ當面ノ必要量ヲ自給スル建前ヲ以テ將來年生産額ニ万噸目標ト  
シ差當リ年生産量七千五百噸ノ工場ヲ建設シ位置ハ當地名好嶺前ノ條  
掘炭ヲ安瀾ニ利用スル關係及西海岸南嶺海水ノ含塩量比較的大ナル關係  
上同嶺前附近海岸トシ昭和十一年ニ着工、廿年完成、廿一年ヨリ製塩  
開始スルモノトス

之ニ要スル資金ハ起業費七、〇〇〇、〇〇〇円運轉資金五、〇〇〇、〇〇〇円ニシテ

〇〇



平均次ニ於リル收支關係ハ賠償價格噸當一五〇円トシテ收入一〇〇五、〇〇〇円、支出ハ七五、〇〇〇円、差引利益ニ五五、〇〇〇円ノ見込ニテ此ノ利益金ハ運轉資金等ヲ考慮スレバ大約投下資金ノ六分ニ相当ニ該當ス  
所シテ之ニ要スル左記機械類ノ入手ニ關シテハ本事業ノ緊急性ニ鑑ミ政  
府當局ニ於テ優先的ニ割當取扱細取計治次第





機帆船運航事業經營計画概要

（三）年間所要資金總額 四九六三、一〇〇圓

理由

船腹ノ増強ヲ圖ルハ長期經濟救タルノ救時下之ヲ救ヒ振ク必頻、要片ヲ  
リ、殊ニ煤太ニ於テハ共ノ資源戰力化ノ根幹ニシテ且經濟活動ノ動脈ナ  
リ

然ルニ現状ハ船腹ノ不足ニ依リ深刻ナル影響ヲ蒙リツ、アリ  
斯テ當社ハ機帆船運航事業ヲ經營シ以テ其ノ緩和ヲ圖ラントス

事業内容

毎年五月乃至十月ノ六箇月間ハ種々島内相互間及煤太内地間ヲ航運シ、  
航海費ノ三分ノ一ハ重貨積、其ノ三分ノ二ハ輕貨積トシ、十一月乃至翌  
年四月ノ六箇月間ハ内地或ハ東亞大陸圈内ノ航運ニ煤太バーターズルモ  
ノトス

而シテ本事業ハ船体ノ生命短ク減價償却ニ多額ヲ要シ特ニ石炭ノ如キ重  
四二

貨ノミヲ積載スルトキハ採算立クズ主トシテ非常時下ニ於リル特殊物資  
ヲ輸送スルヲ目的トシテ取致ズ昭和十七年ニハ二百五十噸型十隻へ總噸  
數ニ五〇〇噸、六箇月間輸送能力ハ凡千噸、昭和二十年ニハ同型二十  
隻へ噸數累計七五〇〇噸、六箇月間輸送能力累計ニ六七千噸ヲ購入經  
營スルモノトス

之ニ要スル資金ハ營國債額当九〇〇圓宛必ニテ昭和十九年度ニ二五〇千  
圓、昭和二十年度四五〇〇千圓、計六七五〇千圓ヲ要ス、收支豫算ハ次  
項ノ通トス

次テ本事業ハ昭和十八年購入着手ノ予定ニテ海務院ニ五隻申請シクルモ  
未ダ割當ヲ受クルニ至ラズ煤太ノ船腹事情ニ極ミ特ニ昭和十九年ニ五  
〇噸型十隻、昭和二十年ニ同型二十隻ノ割當相成様且着業ニ際リテハ次  
ノ船腹特設方政府當局ニ對シ御援助ヲ相切グ次第ナリ



備考  
 割嘗時刻ハ船舶購入運航準備ノ時

種別	十 及 年	二 十 年
船長	一〇〇人	二〇〇人
機関長	一〇〇	二〇〇
一等運轉手	一〇〇	二〇〇
一等油差	一〇〇	二〇〇
二等油差	一〇〇	二〇〇
水夫長	一〇〇	二〇〇
一等舵手	一〇〇	二〇〇
計	七〇〇	一四〇〇

四





研-0607

三 資金繰り収支決算

科目	十八年度		十九年度		二十年度	
	金額	円	金額	円	金額	円
○資金繰り						
一 起業費						
二 起業費						
三 起業費						
四 起業費						
五 起業費						
六 起業費						
七 起業費						
八 起業費						
九 起業費						
十 起業費						
十一 起業費						
十二 起業費						
十三 起業費						
十四 起業費						
十五 起業費						
十六 起業費						
十七 起業費						
十八 起業費						
十九 起業費						
二十 起業費						
二十一 起業費						
二十二 起業費						
二十三 起業費						
二十四 起業費						
二十五 起業費						
二十六 起業費						
二十七 起業費						
二十八 起業費						
二十九 起業費						
三十 起業費						
三十一 起業費						
三十二 起業費						
三十三 起業費						
三十四 起業費						
三十五 起業費						
三十六 起業費						
三十七 起業費						
三十八 起業費						
三十九 起業費						
四十 起業費						
四十一 起業費						
四十二 起業費						
四十三 起業費						
四十四 起業費						
四十五 起業費						
四十六 起業費						
四十七 起業費						
四十八 起業費						
四十九 起業費						
五十 起業費						
五十一 起業費						
五十二 起業費						
五十三 起業費						
五十四 起業費						
五十五 起業費						
五十六 起業費						
五十七 起業費						
五十八 起業費						
五十九 起業費						
六十 起業費						
六十一 起業費						
六十二 起業費						
六十三 起業費						
六十四 起業費						
六十五 起業費						
六十六 起業費						
六十七 起業費						
六十八 起業費						
六十九 起業費						
七十 起業費						
七十一 起業費						
七十二 起業費						
七十三 起業費						
七十四 起業費						
七十五 起業費						
七十六 起業費						
七十七 起業費						
七十八 起業費						
七十九 起業費						
八十 起業費						
八十一 起業費						
八十二 起業費						
八十三 起業費						
八十四 起業費						
八十五 起業費						
八十六 起業費						
八十七 起業費						
八十八 起業費						
八十九 起業費						
九十 起業費						
九十一 起業費						
九十二 起業費						
九十三 起業費						
九十四 起業費						
九十五 起業費						
九十六 起業費						
九十七 起業費						
九十八 起業費						
九十九 起業費						
一百 起業費						

備考 機吹船務必入等諸項類皆凡の目取以下

分類	十八年度		十九年度		二十年度		二十一年度		二十二年度	
	借	入	借	入	借	入	借	入	借	入
金										
現金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借										
借										
入										
金										
振替										
貸借					</					

横帆船一隻當收支豫算

六 收 入

區 分	金 額	算 出 基 礎
重 貨 運 賃	二〇、三〇〇	航海ノ三分ノ一ハ重貨トシ一航海ニ凡〇噸積、月ニ航海半トシテ 一〇回分、噸當リ七円
輕 貨 運 賃	七、六〇〇	航海ノ三分ノ二ハ輕貨トシ一航海三〇〇噸ニ〇回分、噸當一三円
マ ー ク ー 料	二四、〇〇〇	半年間標子マーカー料手取、一馬力当ニ〇円ニ〇馬力分
計	一三二、三〇〇	

六 支 出

區 分	金 額	算 出 基 礎
給料及諸給與	一三、五〇〇	船長ニ五〇円、機関長ニ〇〇円、一五〇円ニ人、一〇〇円ニ人、計十人、六ヶ月分 給料及諸給與五四〇〇円
計	一三、五〇〇	

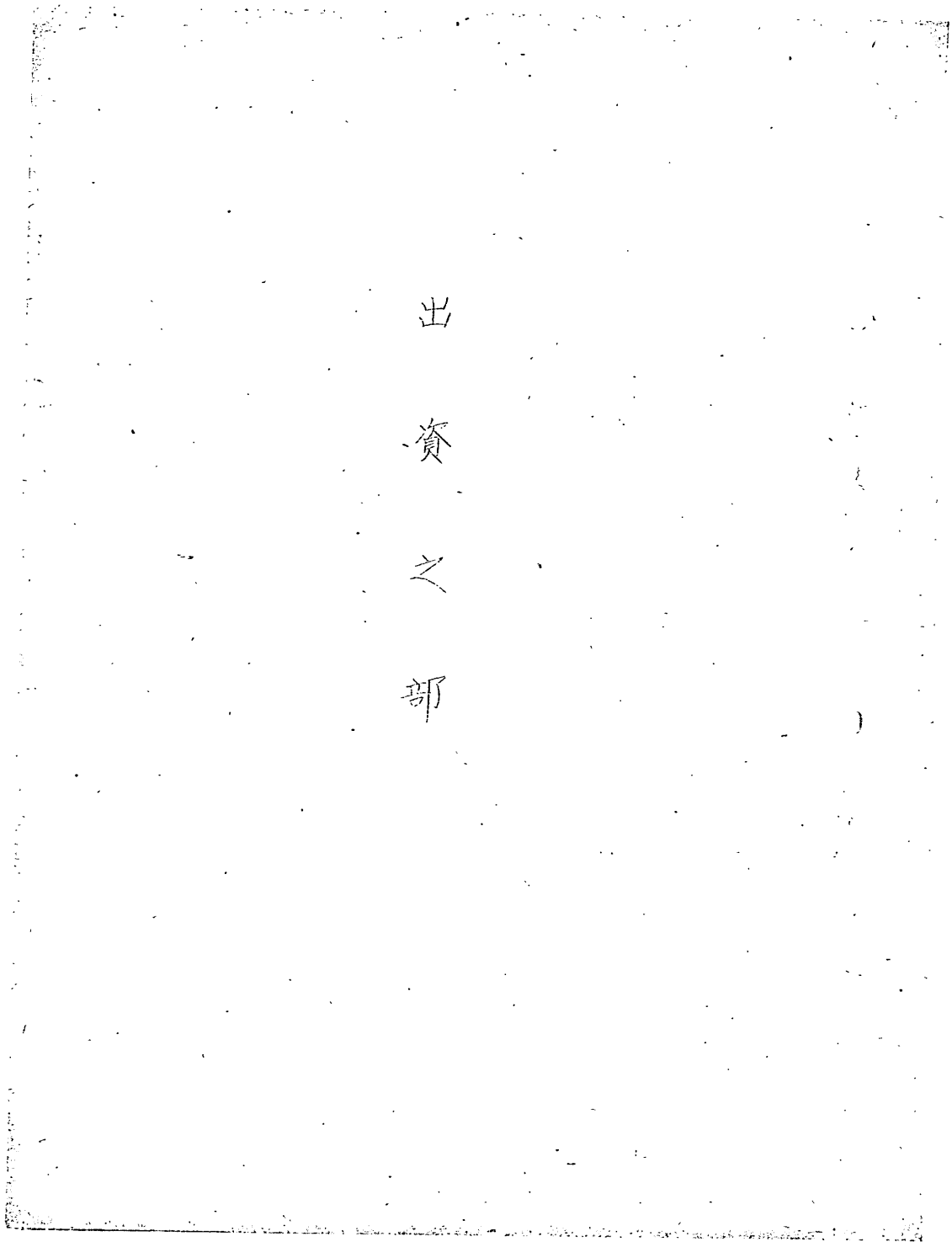
四六

三 差 引 利 益

燃 油 費	四四、五三二	重 油 三、三六一円 (十五 一四五十噸) マシ油 一三、一七一円 (ク 六四三十噸)
代理店手数料	四、八九二	收入ノ四分
事 務 費	二、二〇〇	十隻分ノ一隻平均
修 繕 費	一、五〇〇	
保 險 料	一、五〇〇	
計	七七、一三四	保険金額ノ百分ノ四 (八ヶ年ノ平均ニ於テ)

收 入 一三二、三〇〇円  
 支 出 七七、一三四円  
 償却費 二五、三二〇円  
 差引利益 一九、八五六円





出  
資  
之  
部

研-0607

0165

樺太海獸興業株式会社出資計畫概要

(一) 出資總額 壹百万円

理由

樺太海獸興業株式会社ハ昭和十七年資本壹百万円(内出資六十万円半額揃込)ヲ以テ設立本年ヨリ海豹島ニ於ケル臘脂獸獲ヲ經營シ毛皮鞣製及肉加工ノ工場建設中ナルモ時局ノ進展ニ伴ヒ紙剛皮革ノ逼迫化ハ益々代用天然水産皮革ノ需要旺盛トナリ殊ニ海獸皮革ノ需求増大ナル現況ニ鑑ミ昭和十九年度ニ於テ資本ヲ二百万円ニ増資シ海上獸業ノ實地ト皮革事業ノ經營ニ當ル計畫ナリ

當社ハ樺太ノ特殊産業ノ海獸漁業ノ興隆ヲ助成シテ之ヲ恒久的産業ニ尊キ他面生産物製造ノ工業ヲ振興セシムルハ樺太開發ノ一方途ニシテ又時局ノ要請ニ即應スル緊急ノ施策タルニ鑑ミ同社ノ企業擴充ニ協力シ同社ノ増資額百万円ノ内七十万円ヲ當社ニ引受け事業ノ完遂ニ當ラシメントスルモノニシテ即チ當初ノ出資ト合セテ百三十万円ノ出資トナリ昭和

十九年上期ニ於テ壹百万円ヲ支出スルモノナリ、  
ニ 會社事業内容

樺太海獸興業株式会社ノ經營スル事業ハ  
(一) 海豹島獵業

海豹島ニ於テ臘脂獸ノ陸上獵獲ヲ行フモノニシテ昭和十七年設立ト同時ニ二千頭ヲ獵獲シ 昭和十八年ニハ一万頭ヲ獵獲シタル外ロツペン島ニ万羽同卵十萬個ヲ採捕セルモ現在該島ハ樺太廳管轄時ノマ、ニテ大量ノ捕獲、處理等ニハ充分ナラザルニヨリ急速ニ施設ヲ整備シ昭和十九年以後毎年同數獵獲ノ予定ニシテ其ノ生産量ト如シ

品名	数量	備考
臘脂	一〇,〇〇〇 枚	内一五,〇〇〇 枚ハ獵獲予定ニテヒニ〇 貫ニ凍置ス
同 肉	二五,〇〇〇 貫	
同 油	五〇,〇〇〇 斤	
同 ロツペン島	二五,〇〇〇 個	
同 卵	一〇〇,〇〇〇 個	三,〇〇〇 貫



(一) 海上獵業

獵船ニヨリ韓太近海ニ群棲スル海豹ノ獵獲ヲ行フモノニシテ獵船ハ三十噸級水造機帆船ヲ用ヒ昭和十九年ニニ隻、二十年ニ八五隻ヲ以テ操業ス、各年度ノ生産予定左ノ如シ

海豹皮	十九年度	二十年度
同(整藏)	二五〇〇枚	七〇〇〇枚
同(油)	二四〇〇貫	六八〇〇貫
同	二〇〇〇貫	五八〇〇〇貫

(二) 製造及加工

臘豚獸毛皮ノ鞣製及加工ノ爲昭和十八年豊原市ニ工場ヲ建設近ク操業開始ノ暹ナルモ昭和十九年ニハ皮革工場及化妝工場ヲ増設シ島内ニ於テ生産サル、海豹皮及牛馬豚皮ヲモ一手ニ集荷シ皮革及骨粉、骨油、膠等ノ製造モ行フ、其ノ生産予定左ノ如シ

人毛皮部

イ 原料

鹿豚獸皮	十八年度	十九年度	二十年度
海豹皮	一五、〇〇〇枚	一〇、〇〇〇枚	一〇、〇〇〇枚
	一	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇

備考 十八年度臘豚獸尿皮中ニハ十七年度獵獲ノ二千枚及韓太廳拂下皮三千枚ヲ含ミ海豹皮各一万二千枚八買入尿皮トス

鹿豚獸毛皮	十八年度	十九年度	二十年度
海豹皮	七、〇〇〇枚(外産)	一四、〇〇〇枚	一〇、〇〇〇枚
	(五六、〇〇〇) 年	(一一三、〇〇〇) 年	(八〇、〇〇〇) 年
計	七、〇〇〇枚	一四、〇〇〇枚	一〇、〇〇〇枚
	(五六、〇〇〇) 年	(一二七、〇〇〇) 年	(九〇、〇〇〇) 年



平年度原料中臘脚獸皮四千枚、海豹皮三千枚、ハ次年度原料ニ繰越シ同  
年採業ス

2. 製肉部

鹽分	十一年度	二十一年度
燻肉	七、〇〇〇 枚	七、〇〇〇 枚
燻肉	三、〇〇〇	四、〇〇〇
乾燥肉	—	一、〇〇〇

會社生産海獸臘肉ヲ原料トシ十九年度ヨリ次ノ製造ヲナスモノトス

3. 製草部

1. 原料

區分	十一年度	二十一年度	備考
海豹皮	一、五〇〇 枚	二、〇〇〇 枚	内一八、〇〇〇枚ハ各年度共買入原料トス 革及毛皮原料ヨリ製キタルモノ
牛皮	一、四〇〇	一、八〇〇	
馬皮	三、〇〇〇	二、〇〇〇	
豚皮	一、五〇〇	八〇〇	
計	三、九、五〇〇	四、五、五〇〇	

2. 生産

區分	十一年度	二十一年度
海豹革	一、五〇〇 枚 (一、五〇〇、〇〇〇 坪)	二、〇〇〇 枚 (二、〇〇〇、〇〇〇 坪)
海獸皮	一、四〇〇 枚 (一、四〇〇、〇〇〇 坪)	一、八〇〇 枚 (一、八〇〇、〇〇〇 坪)
牛革	一、五〇〇 枚 (一、五〇〇、〇〇〇 坪)	二、〇〇〇 枚 (二、〇〇〇、〇〇〇 坪)
馬革	一、四〇〇 枚 (一、四〇〇、〇〇〇 坪)	一、八〇〇 枚 (一、八〇〇、〇〇〇 坪)



計	一五、〇〇〇 (一九三〇年)	一五、〇〇〇 (一九三〇年)
計	三三、〇〇〇 (一九三〇年)	四三、〇〇〇 (一九三〇年)
計	三四、〇〇〇 (一九三〇年)	四三、〇〇〇 (一九三〇年)

備考 原料ノ残餘ハ次年度繰越トス  
ム水灰部

海峽骨一八二噸、海峽油九噸反ニベ(煉製ノ際生産セラル、モノ)ニ五噸ヲ原料トシテ昭和十九年ヨリ次ノ生産ヲ行フモノトス

區分	十九年	二十年	備考
骨粉	三、五〇〇 貫	二、〇〇〇 貫	
膠油	五〇〇	六、〇〇〇	
炭油	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
硫酸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石炭酸	三、五〇〇	三、五〇〇	
計	八噸	自家煉製工場用	

以上各事業ノ起業及經營ニ要スル資金ハ

五〇

區分	十八年	十九年	二十年	計
起業資金	四六、〇〇〇 円	一、六六、〇〇〇 円	四四、〇〇〇 円	三〇七、〇〇〇 円
經營資金	五一、六〇〇 円	三一、三〇〇 円	三三、〇〇〇 円	四九五、〇〇〇 円
計	九七、六〇〇 円	三、二九八、〇〇〇 円	三、七五三、〇〇〇 円	七、〇二八、〇〇〇 円

ヲ要シ内經營資金ハ當該年度ノ製品收入金ヲ以テ經理シ得ル見込ミナル  
モ固定スベキ起業資金ハ増資ニ依ツコト、シ十九年度初期ニ資本金ヲ二  
百万円ニ増加シテ全額ヲ拂込ムコト、ス即チ

資本金 二、〇〇〇、〇〇〇円  
内 五〇〇、〇〇〇円拂込済  
五〇〇、〇〇〇円未拂込分徴收  
一、〇〇〇、〇〇〇円増資金額拂込

トス  
收支別帳ハ次項諸該欄ニ掲グル通ニシテ配當ハ十八、十九年度ハ六分ニ  
十年度以降ハ七分ノ見込ナリ





三會社事業資金収支豫算

項目	十		八		七		六		五		四		三		二		一	
	数量	單位	数量	單位	数量	單位	数量	單位	数量	單位	数量	單位	数量	單位	数量	單位	数量	單位
○資金繰																		
一、起																		
二、起																		
三、起																		
四、起																		
五、起																		
六、起																		
七、起																		
八、起																		
九、起																		
十、起																		
十一、起																		
十二、起																		
十三、起																		
十四、起																		
十五、起																		
十六、起																		
十七、起																		
十八、起																		
十九、起																		
二十、起																		
二十一、起																		
二十二、起																		
二十三、起																		
二十四、起																		
二十五、起																		
二十六、起																		
二十七、起																		
二十八、起																		
二十九、起																		
三十、起																		
三十一、起																		
三十二、起																		
三十三、起																		
三十四、起																		
三十五、起																		
三十六、起																		
三十七、起																		
三十八、起																		
三十九、起																		
四十、起																		
四十一、起																		
四十二、起																		
四十三、起																		
四十四、起																		
四十五、起																		
四十六、起																		
四十七、起																		
四十八、起																		
四十九、起																		
五十、起																		
五十一、起																		
五十二、起																		
五十三、起																		
五十四、起																		
五十五、起																		
五十六、起																		
五十七、起																		
五十八、起																		
五十九、起																		
六十、起																		
六十一、起																		
六十二、起																		
六十三、起																		
六十四、起																		
六十五、起																		
六十六、起																		
六十七、起																		
六十八、起																		
六十九、起																		
七十、起																		
七十一、起																		
七十二、起																		
七十三、起																		
七十四、起																		
七十五、起																		
七十六、起																		
七十七、起																		
七十八、起																		
七十九、起																		
八十、起																		
八十一、起																		
八十二、起																		
八十三、起																		
八十四、起																		
八十五、起																		
八十六、起																		
八十七、起																		
八十八、起																		
八十九、起																		
九十、起																		
九十一、起																		
九十二、起																		
九十三、起																		
九十四、起																		
九十五、起																		
九十六、起																		
九十七、起																		
九十八、起																		
九十九、起																		
一百、起																		

研-0607

年	月	計		計	計	計	計
		買	賣				
1875	1	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	2	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	3	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	4	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	5	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	6	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	7	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	8	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	9	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	10	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	11	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1875	12	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	1	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	2	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	3	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	4	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	5	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	6	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	7	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	8	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	9	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	10	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	11	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
1876	12	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

五

海 蔵)

四 當社出資額及其ノ收入

區 分	十八年度	十九年度	二十年度	合 計
○ 當社出資額	三〇〇,〇〇〇 (十七年拂込)	一,〇〇〇,〇〇〇		
○ 收 入				
配當收入(配當六分ヨ リ税六分引手取)		一六,九二〇	七三,三二〇	九〇,二四〇
利息支出(社債利息相 当額年利四分四七七)	一三,三七一	五七,九四一	五七,九四一	一二九,三五一
差引損(一) 益(十)	一三,三七一	四一,〇二一	一五,三七九	三九,〇一三

備 考

十九年度ノ拂込一〇〇〇千円ハ十七年度出資未拂込三〇〇千円ノ拂込、十九年度ノ増出資七〇〇千円ノ金額拂込ノ計トス

樟太水産化學工業株式會社出資計畫概要

(當社出資總額 六一五,〇〇〇円)

本島周辺ニ於ケル豊富ナル水産資源ノ利用開發ヲ圖リ肝ヒテ賦力ノ増強ニ資セントスル本事業ニ對シ其ノ使命ヲ同ジクスル當社ハ之ニ對シ積極的湯カヲ期スル爲メ茲ニ六一五千円出資セントス詳細ハ十一月六日申請添ノ別紙様式引受承認申請書寫細参照セラレタシ

株式引受承認申請書

本總務五〇七號

昭和十八年十一月六日

權太開發株式會社  
社長 二神 駿 吉

權太廳長官 大 津 敏 男 殿

權太水産化學工業株式會社増資新株一部左記ニ依リ引受致度ニ付御承認被  
成下度此段及申請候也

記

- 一會 社 名 權太水産化學工業株式會社
- 一引 受 株 数 一三三〇〇株
- 一株 式 ノ 種 類 増資新株(普通株)

五番

- 一 壹 株 ノ 金 額
- 一 第 一 回 抽 込 金 額
- 一 抽 込 總 金 額
- 一 抽 込 ノ 時 期
- 一 引 受 ヲ 為 ス 根 據

額面金五拾円也  
 壹株ニ付金五拾円也  
 六一五〇〇円  
 昭和十八年十一月中  
 別紙理由書及調書ノ通  
 (附會社ノ概要)



華太水産化學工業株式會社株式引受理由書

近代戰ニ於ケル軍用化學物質供給ノ如何ハ直ニ第一線戦力ニ影響スル莫大ナルハ言フ俟ツザル莫ニシテ現下最モ必領ノ化學原料タル塩化加里ヲ生産物トシ併セテ沃度、マンニツト、アルギン酸ヲ製造セントスル當社ハ昭和十二年赤川崎市ニ於テ中間工業的ニ生産ヲ爲シツ、アリタル處今般本社ヲ揮太ニ移轉シ工場ヲ大泊及蘭泊ニケ所ニ設リテ島周辺ニ無盡蔵ニ産スル原料ヲ利用シ之ガ生産ノ増強ヲ圖ラントスル爲共ノ資本ヲ増加シ以テ時局ノ要請ニ應セントス於是弊社ハ其ノ趣旨ニ賛シ進ンデ本島水産資源ノ積極的開發ヲ圖リ同時ニ現下戦時國策ニ協力セントスル目的ヲ以テ當社ニ對シ金六拾壹萬五千円ヲ投資セントスルモノナリ

樟太水産化學工業株式會社概要

一 設立事情

日本水産化學株式會社ハ日本油脂株式會社ノ仔會社トシテ原料海藻ヨリ  
 鹽化加里其ノ他ノ化學藥品ヲ製造スル目的ヲ以テ昭和十二年神奈川藤川  
 崎市ニ資本金拾壹万円ニテ設立セラレ引續キ營業中ノ幾元辰中斷工業的  
 存在ナリシト原料輸送ノ困難ニ依リ事業上作業不可能トナリタル爲原料  
 豊富ナル本島ニ於テ之ガ積極的増産ヲ期セントスル爲新ニ本社ヲ樟太ニ  
 移轉シ社名ヲ樟太水産化學工業株式會社ト改稱ノ上資本金ヲ百貳拾五万  
 円トシ工場ヲ大泊及蘭泊ノニケテ所ニ設置シ以テ所期ノ目的ヲ達セントス  
 ルモノナリ

二 事業概況

本事業ハ原料タル海藻及褐海藻ヨリケルゾ法及化學的處理ノ併用ニ依リ  
 鹽化加里其ノ他ノ重要化學藥品ヲ生産セントスルモノニシテ之ガ原料ニ  
 關シテハ豫テ樟太縣ノ細後助ニ依リ農業組合聯合會ノ協力ヲ得テ年約五  
 五

十萬貫ヲ確保シ得ル見込ナルヲ以テ一日五屯處理トシ其ノ年産目標ヲ鹽  
 化加里、マンニツト各八四屯、沃度三、三六屯及アルギン酸一六八屯トセ  
 リ、即東海岸ニ於テハ大泊町ニ既設工場ヲ買収移轉シ西海岸ニ於テハ蘭  
 泊村所在既設工場ヲ買収シ原料ノ運搬業務者ノ募集等ヲ爲シ着々運轉率  
 備中ナリ、而シテ既設川崎工場ハ未期半迄箇工省ヨリ代用石炭ノ製産命  
 命ヲ受ケ目下操業中ニ付追加命令ヲキ限り之ヲ蘭泊工場ニ吸收移駐ノ上  
 更ニ製産ノ増強ヲ圖ラントス

三 收支目録見

蘭泊工場及大泊工場運轉時ニ於ケル收支目録見左ノ如シ

収入ノ部

一金二〇〇、〇〇〇、四〇〇円也 製品販賣高

内 譯

一金 一ニ、六〇〇、〇〇〇円 鹽化加里八四屯①一四五、〇〇〇円  
 一金 八〇、六四〇、〇〇〇円 沃度三、三六屯②二四、〇〇〇円

一金 四二〇〇〇〇円  
 マニツト 八四七② 五〇〇〇円  
 一金 一三三七六〇〇円  
 アルギン酸 一六八七② 八二〇〇円  
 支出ノ部  
 一金 一六一八四五六円也

内訳

一金 八〇三七五六円 原料費  
 一金 三二一四〇〇円 労務費  
 一金 四九三三〇〇円 経費

差引利益金 三八一五八四円

尚株主配當金八坪六歩ノ豫定トス

四増資新株式引受株数並引受人氏名

一三三〇〇株 六一五〇〇〇円 權太郎發株式會社  
 一〇一〇〇株 五〇五〇〇〇円 日本油脂株式會社  
 公 募 株

五

二〇〇株 一〇〇〇〇〇円 大橋 應太郎  
 二〇〇株 一〇〇〇〇〇円 浅沼 吉 助

尚他ニ公募株應募者アルトキハ弊社並日油製油株中ヨリ分割スルモノトス

五役員氏名

専務取締役 平井 明  
 取締役 金井 眞 澄  
 同 中 須 辰 二  
 監査役 高 石 淳



澁谷水産化学工業株式会社株主名簿（昭和十八年十一月一日現在）

株数	住所	氏名	備考
一五〇〇株	東京柳芝区田村町一丁目二番地	日本油脂株式会社 取締役社長 村山 威士	
一〇〇〇	渋谷区根田二丁目四番地	村山 威士	
一〇〇〇	本郷区駒込西片町十番地	長崎 茂	
一〇〇〇	大森区駒形町二丁目三番八号地	平井 明	
一〇〇〇	世田谷区成城町六七番地	中須 辰二	
一〇〇〇	目黒区三谷町五五番地	金井 眞澄	
一〇〇〇	世田谷区北澤三丁目九百五番地	金子 浩次	
一〇〇〇	杉並区阿佐ヶ谷二丁目八七番地	水野 進	
計二二〇〇〇株		八名	





弊社出資ニ對スル豫想収益

化學資源ノ急速ナル開發及充實ハ現下必緊ノ急務ニシテ今後益々其ノ需要増加ヲ豫想セラル、處ナリ、而シテ當社ノ主産物タル塩化加里ハ採算上多  
少ノ困難ヲ伴フモ副産物ノ製産ニ依リテ確實ニ之ヲ補填シ得ル見込ナリ即  
増資發ノ收支目論見書ニ依レバ左ノ収益ヲ豫想セラル

収入 三四大八六円 (豫想収益年六分ヨリ税六分差引額)

支出 二七四一一円 (社債利息相償額年利四分四五七)

差引利益 七二七五円

尚十八年/廿年中ノ當社出資額及其ノ收支左ノ如シ

五九

會社決算ハ五月三十一日及十一月三十日トス

區分	十八年度	十九年度	二十年度	合計
○當社出資額 (上月出資予想)	六一五、〇〇〇 円			六一五、〇〇〇 円
○収入 配當收入(配當六分ヨリ 税六分引手取)		一七、三四三	三四、六八六	五二、〇二九
利息支出(積利息 相当額年利四分四五)	六、二八四	二七、四一一	二七、四一一	五七、一〇六
差引損(一) 益(二)	二、二八四	一、二〇六八	七、二七五	五、〇七七



添付書類

一 樟太水産化学工業株式会社定款

一 樟太水産化学工業株式会社資本増加申請書寫

研-0607

0179

葎太水産化學工業株式會社定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ葎太水産化學工業株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 各種海藻類及其ノ他ノ海産物ヨリ人造纖維ノ製造、加工

二 各種海藻類及其ノ他ノ海産物ヨリ藥品及化學製品、食料品、塗料、糊料等製品及加工

三 前各號ノ原料製品ノ賣買、輸移出入

四 右各項ニ附節セル一切ノ事業

第三條 當會社ノ資本ハ拾壹万円トス

第四條 當會社ハ本店ヲ豊原市ニ置ク

第五條 當會社ノ公告ハ所轄區裁判所ノ指定セル新聞紙ニ掲載ス

第二章 株 式

第六條 當會社ノ資本ハ貳千貳百株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾円トス

第七條 當會社ノ株式ハ記名式ニシテ壹株券ノニ種トス

第八條 當會社ノ株式ヲ譲渡セントスル株主ハ該メ會社ノ承諾ヲ受クベキモノトス

第九條 株式ノ儀ノ替換ヲ爲サントスルトキハ當會社所定ノ様式ニ依ル請求書ニ取得者記名捺印シ之ニ取得原因ヲ證スルニ足ル書類並ニ取得者ノ記名アル株券ヲ添へ當會社ニ提出スベシ

前項ノ請求アリタルトキハ當會社ハ株主名簿ニ登録シ且ツ株券ニ代表者調印ノ上之ヲ請求者ニ還付ス

第十條 分合汚損其他ノ事由ニ因リ株券ノ取換ヲ爲サントスルトキハ當會社所定ノ様式ニ依ル請求書ニ其ノ事由並ニ第七條ニ定ムル株券ノ種類ヲ記載シケル上請求者記名捺印シ之ニ株券ヲ添へ當會社ニ提出スベシ

但シ株券眞否判然セザルモノニ付テハ第十一條ノ規定ニ依ル

第十一條 株券ヲ喪失シタルトキハ公示催告ノ手續ヲ完了シ除權判決ヲ得タル上新株券ノ再發行ヲ請求スルコトヲ得



前項ノ請ボヲ為サントスルトキハ當會社所定ノ様式ニ依ル請求書ニ請求者記名捺印シ之ニ除羅別決ヲ得タル事實ヲ證スルニ足ル書類ヲ添へ當會社ニ差出スベシ

第十二條 株式名簿書換ノ場合ニハ株券壹通ニ付金拾銭、新株券買付ノ場合ニハ株券壹通ニ付金拾銭ノ手数料ヲ請求者ヨリ徴收ス

第十三條 毎年六月一日及十二月一日ヨリ各其月招集ノ定時株主總會終了ノ日迄株式名簿書換ヲ停止ス、前項ノ外必要アリト認めルトキハ取締役會ノ決議ニヨリ公告ヲ爲シ相當ノ期間株式名簿書換ヲ停止ス

第十四條 株主又ハ其ノ代表者ハ當會社所定ノ様式ニヨリ其ノ氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届ケ置クベシ其ノ變更アリタルトキモ亦同ジ

### 第三章 株主總會

第十五條 定時株主總會ハ毎年六月及十二月、臨時株主總會ハ法令ニ別段ノ定メラル場合ノ外臨時必要アルトキ取締役會ノ決議ニ依リ代表取締役之ヲ招集ス

株主總會ノ議長ハ代表取締役之ニ任ズ

代表取締役缺員又ハ故障アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ

法令ノ規定ニ依リ監査役又ハ株主ノ招集スル株主總會ノ議長ハ互選ニヨリ監査役之ニ任ズ

第十六條 株主ガ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスルトキハ其ノ代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第十七條 株主總會ノ議決ハ法令ニ別段ノ規定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

可否同數ノトキハ議長之ヲ決ス

第十八條 株主總會ノ議事ハ其ノ經過、要領及結果ヲ議事録ニ記載シ議長出席シタル取締役及監査役並ニ株主壹名以上之ニ記名捺印シ當會社ニ保存ス

### 第四章 役員及取締役會

第十九條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役  
監査役

正名以内  
二名以内

役員八株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十条 當會社ヲ代表スベキ取締役ハ株主總會ノ決議又ハ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一条 取締役會ノ議長ハ代表取締役之ニ在ズ

取締役ハ取締役會ヲ組織シ會社ノ營業方針其他重要ナル事項ヲ決定ス但シ會議ヲ省略スルコトヲ得

第二十二條 取締役ノ議事ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ノ他出席シタル取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十三條 取締役及監査役ノ任期ハ就任後第四回ノ定時株主總會終了後ノ時ヲ以テ終了ス

第二十四條 取締役及監査役中缺員ヲ生ズルモ法定數ヲ缺カザルトキハ其ノ補缺ヲ延期シ又ハ補缺セザルコトヲ得補缺ニ因リ就任シタル取締役又

ハ監査役ノ任期ハ前在者ノ残任期間トス

第二十五條 取締役及監査役中缺員ヲ生ズルモ法定數ヲ缺カザルトキハ其ノ補缺ヲ延期シ又ハ補缺セザルコトヲ得補缺ニ因リ就任シタル取締役又

ハ監査役ノ任期ハ前在者ノ残任期間トス

第五節 計算

第二十六條 當會社ノ決算ハ毎年五月三十一日及十一月三十日ノ二期ニ之ヲ行フ

第二十七條 取締役ハ決算期毎ニ財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書並ニ利益金處分ニ關スル議案ヲ作成シ之ニ監査役ノ報告書ヲ添ヘ

定時株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十八條 毎期ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル残額ヲ其ノ期ノ純益金トシ之ニ前期繰越金ヲ加ヘ左ノ通り處分ス

一 法定積立金

一 別途積立金  
 二 株主配當金  
 一 役員賞與金（株主配當金ノ百分ノ五以内）  
 一 後期繰越金  
 第三九條 配當金ハ毎定時株主總會終了後六月一日及十二月一日現在ノ株  
 主ニ之ヲ支拂フ  
 前項ノ配當金ハ其ノ決議ヲシタル株主總會終結ノ日ヨリ滿五年内ニ支  
 拂ノ請求ナキトキハ當會社ノ所得トス  
 第三十條 當會社ノ従業員遺族又ハ関係者ノ慰勞賞與、保護救済等ニ要  
 スル金額ハ別途積立金中ヨリ之ヲ支出スルコトヲ得  
 前項金額反使用方法ハ取締規程ニ於テ之ヲ定ム

六五



資本増加認可申請書

一 會社ノ住所及商標又ハ名稱

雄太豊原市大字豊原字大通北二丁目無番地

雄太水産化學工業株式會社

二 會社ノ現在ノ資本金

金拾壹万円也

三 資本増加ノ金額並ニ用途ノ補込ノ時期及金額

資本増加金額 金壹百拾四万円也

四 資本増加ノ方法

株数ノ増加

五 資本増加ノ必要トスル理由

昭和十二年以來當社ハ神奈川県藤川崎市ニ於テ海藻類ヨリ其有效成分ヲ  
ル加里塩、沃度、マンニツト及アルギン酸等ノ抽出ヲ中間工場的ニ營

六五

ミホリタル處今般本島周辺ニ於テ無盡藏ニ産スル海藻ヲ利用センガ爲  
本社ヲ雄太ニ移轉シ以テ時局ノ要請ニ應ジ進ンデ之ガ生産ノ増強ヲ期  
セントスルモノニシテ主トシテ軍用爆薬ノ原料タル鹽化加里ヲ生産シ  
兼テ沃度、マンニツト、アルギン酸等ヲ製造シ猶之ニ附帯スル水産化  
學工業ヲ經營センガ爲ニ資本ヲ増加スルモノナリ

六 資本増加ニ依リ調達スル資本ノ用途

株主ヨリノ借入金金四拾万円也ノ増添及大泊及蒲泊ニ建設スル工場  
物入金貳拾四万円並ニ原料買入費用等ノ流動資金五拾万円也ニ使用ス  
ルモノナリ

七 資金が事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラレ、モノナルトキ  
ハ之ニ關スル計畫及其予算ノ大要並ニ資金ノ調達ノ方法

別紙事業計畫書及收支目録見書ノ通りノ新增設ヲナス資金調達方法ハ  
七ノ如シ

一金五拾万円也 雄太開發株式會社出資



一金參拾万円で  
日本油脂株式会社出資（既出資拾五万円ト併セテ）

一金貳拾五万円也  
一般ヨリ公募、但一般公募満額トナラザル場合ハ

其残額ヲ樟太開發株式会社及日本油脂株式会社ノ  
兩者ニ於テ折半出資ス

右資本増加ノ件臨時資金調整法第四條ニ依リ御認可相受度此段及申請紙也

昭和拾八年 月 日

樟太豊原市大字豊原字大通北二丁目殿也

樟太水産化學工業株式会社

代表取締役 平井 明

樟太藥長官 大津 敏男 殿

交



事業計畫書

本事業ハ海産大治行ニ多量ニ産スル海藻及褐海藻ヲ原料トシ化學的操法並ケルヲ法研用ニ依リ主トシテ軍用必需品タル塩化如里ヲ製産シ併セテ沃皮、マンニツト、アルギン酸ヲ副産物トシテ製造セントスルモノナリ、之ガ事業計畫画ハ原草採集量ヲ大体五十万貫ト見一日五七處理計畫ノ下ニ左ノ製産目標トシテ事業ノ經營ヲ爲サントス即

塩化如里、マンニツト 各八四屯  
沃皮 三三六屯

アルギン酸 一六八屯

前シテ之ガ工場ハ東海岸大治町及西海岸蒲泊村ノニヶ所ニ設置スル外川崎工場ハ當分カ工場トシテ存置シ適當ノ時期ニ蒲泊工場へ移駐吸收ノ計畫ナリ  
以上ニ要スル資金ハ本増資金ヲ以テ之ニ充テ運轉資金不足分ハ之ヲ一時特入金ニ依リ賙ハントス

蒲泊並大治工場設置予算左ノ如シ

工場設置予算

一金貳拾四万円也

内訳

一金拾四万円也 蒲泊工場買収費

内訳

一金參万八千五百八円也 工場敷地 六四一八坪

一金四万八千八百四拾円也 工場建物 六二二坪

一金貳万六千六百五拾貳円也 機械一式(ボイラーニ基、煙筒、煎沸釜、正

操機、粉碎機、乾燥機、攪拌機等)

器具一式(タシ、早切機、杭、蓆、車等

用机、椅子、電話機、自轉車、リキカ、ストーブ、

函材、其他)

一金貳万五千円也

一金拾万円也

大治工場建設費

内 訳

一金四万五千貳百八拾七円也  
一金参万壹千五百円也  
一金貳万参千貳百拾参円也

工場敷地代 一五〇凡坪  
工場建物 一七五坪  
機械器具一式（ボイラー、タンク、蒸溜  
釜、冷却釜、天度釜、配管資材類其  
他）

以上

六



事業收支目録見書

収入ノ部

一金二〇〇〇〇四〇円也

内 譯

塩化和里 八四七

ヨード 三三六七

マンニツト 八四七

支出ノ部

一金一六一八四五六円也

内 譯

原料費

主原料

副原料

製品販賣水

一三二八〇〇円

八〇六四〇円

四二二〇〇〇円

一三七七六〇〇円

八〇三七七五六円

四二二〇〇〇円

三〇三七五六円

六九

其 他

勞務費

工賃

技術員賃

加給金

經費

従業員副利費

電力料

修繕費

事務諸經費

研究費

支拂利子

横却費

諸税

八一〇〇〇円

三二一四〇〇円

二四〇〇〇〇円

五六四〇〇円

二五〇〇〇円

四九三三〇〇円

二〇〇〇〇円

二五二〇〇円

一五〇〇〇円

一九八一〇〇円

三〇〇〇〇円

五〇〇〇〇円

七五〇〇〇円

八〇〇〇〇円



差引利益金	三八一、五八四円
石利益金處分案	
法定額立金	二、二〇〇円
特別積立金	一〇〇、〇〇〇円
税金引当金	一、一五〇、〇〇〇円
株主配当金（年六分）	七五〇、〇〇〇円
役員賞與金	二五〇、〇〇〇円
従業員退職積立金	一、二〇〇、〇〇〇円
従業員福利施設引当金	一、〇〇〇、〇〇〇円
次期繰越金	三六五、八四四円

權太製糖株式會社出資計畫概要

(當社出資總額三六八〇、〇〇〇円)

理由

權太製糖株式會社ハ昭和十年七月資本金五百萬圓ハ拂込四百二十五萬圓  
シヨ以テ創立シ甜菜ニ依ル砂糖ノ製造販賣ヲ主要事業トシ餘テ乳肉加  
工製品食パン其他農畜水産物加工事業ヲ營ミツ、アリ  
本會社ノ事業ハ其ノ原料供給ノ關係上當社農畜産業及全島農業者ノ向上  
發展ト密接不離ノ關係ニ在リ殊ニ現下ノ總体要請タル食糧自給上農畜産  
物ノ加工事業ハ愈々振興セシメ原料ノ確保ニ努メサルベカラズ  
ハ砂糖ニ在リテハ現在在島内需要ノ三分一ヲ其他ノ製品ニ在リテハ乳製  
品中ノ牛乳ヲ除キ島内需要ノ一割ヲ供給シ得ルニ過ギズ而シテ農畜産  
物加工ハ本會社ノ外ニ製造設備ヲ有スルモ原料ノ消流及設備ノ高度利  
用關係等ヨリ考慮シ企業ノ合理的運轉上之レヲ一元的ニ經營シ生産能力  
ノ増強ヲ圖ルコト緊要ナリ從ツテ本會社ヲシテ更ニ積極的運轉ヲ圖ルト

共ニ當社直營農場生産原料ノ供給ト之ガ加工ノ兩部一貫事業ノ將來性ヲ  
モ考慮シ從テ明治製糖株式會社ノ所有セル本會社ノ株式六万二千七百八  
拾株ヲ昭和十一年度ニ於テ當社ガ之ヲ買收經營ニ参加シ以テ本島ニ於テ  
ル農畜産業事業ノ進展ニ寄與スルト共ニ島内食糧飼料ノ増産ニ貢獻セントス  
ニ會社事業内容

(一) 資本金 五百萬圓(拂込額 四百二十五萬圓)

(二) 營業項目

昭和十年七月創立以來数次ニ亘リ變改セラレタルモ現在ノ營業項目左  
ノ如シ

- 一、砂糖ノ製造販賣及其ノ原料ノ購入栽培並權太重要農産物ノ賣買加工
- ニ、關スル事業ヲ營ムコト
- 三、菓子乳製品其他畜産品ノ製造及賣買ヲ營ムコト
- 四、家畜飼料ノ製造及賣買ヲ營ムコト
- 五、水産物ノ加工及賣買ヲ營ムコト





勘定科目	借方 (資産之類)		勘定科目	貸方 (負債之類)	
	金	額		金	額
永筋込株金	七五〇,〇〇〇		株主	五〇〇,〇〇〇	
土地	二一八,〇四〇	〇〇	法定積立金	三〇,〇〇〇	
建物	一七二,六九五	七四	未納税金	一一,〇〇〇	三八
機械	三二八,一八八	一三	文書手形	二八,九〇〇	〇〇
鐵道	一八〇,四三三	〇〇	預り	三九,一〇〇	五八
家畜	百六,〇八九	〇九	従業員積立金	九,二九四	〇六
什器	七六,二二六	二七	未納	二〇,九六三	〇五
製乳事業権	三六,一四三	二二	預り有價証券	三一,三六〇	〇〇
製菓部設備	六,七三〇	〇〇			
畜産加工設備	三五,六四九	三一			
有價証券	一七,五〇〇	〇〇			
尿管有價証券	二八,四一三	七〇			
					七八

勘定科目	借方 (資産之類)		勘定科目	貸方 (負債之類)	
	金	額		金	額
貯蓄	三五,〇七七	三三			
後期繰越剰当	四八六,一三一	七一			
前年度前貸金	八五,五八八	六三			
次年度前貸金	九三七	八六			
次年度履場費	三三,一〇三	〇一			
未成工事	七五,五一一	五二			
履場	七,五九三	八二			
未収	三二四,三八九	七〇			
契約保証金	三,一六七	〇〇			
銀行	三三,三三三	〇五			
金	七四	二二			
前期繰越損失金	三九,〇一七	二七			
当期損失金	三三,三八八	八八			
合計	八,一七六,七六八	四九	合計	八,一七六,七六八	四九



(四) 收支豫算

本會社ハ主事業ナル製糖事業ガ原料甜菜ノ生産額少量ニシテ工場ノ全能力ヲ發揮シ得ラレザルヲメ累計四十ニ万円ノ損失ヲ示シツバアルモ乳製品事業其他漬水産加工事業ノ餘益ニ依リ總体的ニハ漸次收支ノ均衡ヲ得ルコト、ナリ昭和十七年ニ於テハ三万余円ノ損失ニ止マリ事業成績ハ逐年向上シツ、アリ昭和十九年及二十年ノ收支見込ハ内訳別表資金繰表参照) 左ノ如シ

昭和十九年

收 入	四七二、六六七円
支 出	四七四、九〇九六円
差引損失	二、四四二、九四円

昭和二十年

收 入	五二二、〇七三三円
支 出	五二一、〇七九六円

差引利益

九四七七円

三 當社出資額及其ノ收支

種 別	十 九 年	二 十 年	計
當社出資額	三八八、〇〇〇円		三八八、〇〇〇円
收 入			
配當收入			
利息支出	一七三、二八八	一七三、二八八	三四六、五七六
(社債利息相當額年利四分四厘七)			

備 考

出資額ノ内

第一回 資 收 分 三七〇、九八〇、〇〇円  
 右ニ對スル第二回 増 資 分 四七、八二〇、〇〇円  
 増 資 分 七〇、〇〇〇、〇〇円





樺太水銀鑛業株式會社追加出資計畫概要

(當社追加出資總額 四五〇、〇〇〇円)

理由

競争目的上ノ直接軍需資材トシテ水銀ノ増産ハ陛下ノ急務ナリ依テ弊社ハ現在資本的状況ノ爲メ經營中止ニ陥レル樺太水銀鑛業株式會社株式ヲ全面的ニ買収シ之ガ積極的開發ヲ圖リ以テ陛下ノ軍需緊急要請ニ應ゼントス

會社事業内容

辰砂鑛ノ採掘並ニ之ガ製煉ヲ行ヒ水銀ヲ製造スルモノニシテ昭和十九年度ヨリハ自家製煉ヲ以テ水銀ノ生産ヲ爲スモノナリ

事業資金並ニ收支決算

人華業資金

五五〇、〇〇〇円

鑛區代及現在設備

一〇〇、〇〇〇円 (前替レル全株式ノ全資本金)

新設備費

三五〇、〇〇〇円

運轉資金

一〇〇、〇〇〇円

又收支決算(十九年度)

収入	一五八、五〇〇円	三一七、〇〇〇円
水銀販賣高(水銀五兩)	一五八、五〇〇円	三一七、〇〇〇円
支出	三三〇、〇〇〇円	三三七、〇〇〇円
採掘並ニ選別費	一二〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
製煉費	五〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
開採費	六〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円
差引欠損	一七一、五〇〇円	二二〇、〇〇〇円

詳細別紙参照ノ事

四、當社出資額及其ノ收支

區分	十八年度	十九年度	二十年度	合計
○ 當社出資額 ○ 收 配当收入(配当 額ヨリ税六分引 手取) 利息支出(社債 利息相当額年利 四分四五七) 差引額 (-) 益 (+)	一〇〇,〇〇〇 (十月出資) 七四三	二四五,一三三 二四一,五一一	二四一,五一一 二四一,五一一	五八七,〇〇〇 四八七,七六九

七七

三 資金繰進状況及手帳

区分	一 総 額		二 繰 上 げ		三 繰 下 げ		四 繰 上 げ 及 下 げ		五 繰 上 げ 及 下 げ		六 繰 上 げ 及 下 げ	
	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金
十 八 年 末	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金
	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金
十 九 年 末	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金
	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金
二 十 年 末	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金
	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金	貸 金

(単位) 千円

樽石石灰工業株式會社（假稱）投資計畫概要

（當社出資額銀四〇〇〇千圓）

理由

現在樽石ニ於ケル洋灰ノ需要量ハ一般官需及民需ヲ合シテ年七万吨、生産拡充期ヲ加フルトキ八十万屯ヲ必要トス然ルニ内地ニ於ケル洋灰事業及裕礦ノ現状ヨリシテ僅々年三万吨内外移入ノ実情ナリ更ニ國防上ノ特殊施設ヲ増強スルニ必要ナル洋灰ヲ加フルトキ八十年十五万吨ヲ必要トスベシ茲ニ本島北部ニ三億數千万屯ノ埋藏量ヲ有スル石灰石ヲ開發シ以テ本事業ヲ興スモノトス

高食糧自給ヲ目的トスル農業開發上不可缺ナル酸性土壤改良用炭酸石灰及パルプ工業用石灰石ノ供給ヲモ併セ行フモノトス

而シテ工場所在地タル古屯ト石灰石採取所同ノ輸送鉄道ハ國防並ニ拓殖鐵道トシテ政府ニ於テ施設スルモノトシテ本計畫ヲ増テタリ

二、會社事業内容

七九

概算工場設置ヲ古屯トシ年生産高ハ

洋灰	一五〇〇〇。吨	（日産五〇。吨、三〇。日稼行）
土壤改良用炭酸石灰	二五〇〇。吨	（日産三五。吨、七〇。日稼行）
パルプ用石灰石	七五〇〇。吨	（日産三七五。吨、二〇。日稼行）

トス

之ニ要スル事業資金ハ國定資金六八八五、四八三圓、運轉資金三、一一四、五一七圓、計一、〇〇〇、〇〇〇。圓ヲ要スベク之カ資金計畫ハ当社ニ於テ四百萬圓出資スルノ外玉子製紙會社及施設並ニ技術ヲ有スル内地洋灰會社ノ出資ニ依ルモノトス

而シテ昭和十九年早々會社ヲ設立シ同年ヨリ二十一年ニ至ル三箇年同ヲ建設期間トシ第四次タル昭和二十二年以降次ノ如キ收支ヲ得ル日論見タリ



収 支 豫 算

區 分	二十六年 度 以 降		二十七年 度 以 降		備 考
	数 量	金 額	数 量	金 額	
生 産 物 入	十 噸	四八、〇〇〇 円	十 噸	四八、〇〇〇 円	
洋 灰	一五〇	七二〇、〇〇〇 円	一五〇	七二〇、〇〇〇 円	
炭 酸 石 灰	二五	八六七、五〇〇	二五	八六七、五〇〇	
パ ル フ 州 府 灰 石	七五	四三〇、〇〇〇	七五	四三〇、〇〇〇	
生 産 物 収 入 計		八、五一七、五〇〇		八、五一七、五〇〇	
経 営 費		七、三三三、八〇〇		七、三三三、八〇〇	
固 定 産 物 折 却 金		四一〇、〇〇〇		四一〇、〇〇〇	平均十五箇年 廢却
建 設 費 償 却 金		一四七、八〇〇			五箇年 廢却
差 引 利 益 金		七二五、七〇〇		八七三、七〇〇	税金 引 当 ヲ 合 ム

備 考 配 當 四 分

本事業、必須喫緊ナルニ鑑ミ特ニ政府当局ニ対シ各地ニ於ケル企業整備上  
ハ。

遊休化スベキ施設及技術ノ配當ヲ要望スルモノナリ



四、當社 出資額及其ノ收支

區分	十八年度	十九年度	二十年度	二十一年度	合計	二十二年以降
當社出資額		800,000 円			800,000 円	
收 入						
配当收入（配当四分ヨリ税六分引手取）						150,400 円
利息支出（社債利息相当額年利四分四五七）	178,280	178,280 円	178,280 円	178,280 円	534,840 円	178,280 円
差引額（利益）	178,280	178,280	178,280	178,280	534,840	178,280

建設費内訳

區分	十九年度	二十年度	二十一年度	合計
人件費	57,350 円 （二五〇円）三人、在賃（一〇〇円）五人、九月分、雜給九ヶ月分、四、五〇〇円、諸給手二五、〇〇〇円	78,000 円 （一五〇円）三人、在賃（一〇〇円）五人、九月分、雜給九ヶ月分、四、五〇〇円、諸給手二五、〇〇〇円	78,000 円 前年ニ全シ	213,350 円
愛記料	36,200 円 運物 七二六千円分	16,840 円 建物、機械及電所 三三六九、五〇〇円分	10,255 円 運物及機械 二〇五、〇〇〇円分	63,295 円
事務用品費	10,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円
事務用諸費及雜費	45,000 円 九月分	60,000 円 同当	60,000 円	165,000 円
直収報酬	100,000 円	100,000 円	100,000 円	300,000 円
計	215,880 円	264,840 円	258,255 円	738,975 円

ハ





樺太製材株式会社追加出資計畫概要

( 當社追加出資總額一四〇〇〇〇圓 )

一 樺太製材株式会社ニ對シテハ當社ハ全面的協力ヲ目的トシ、額ニ一、二百六十萬圓ヲ出資セシガ同社ノ運営状況ヲ見ルニ當社トノ間ニ充分ナル連絡ヲ保持シ之ガ圓滑ナル運行ヲ図ル事ヲ得ザルノミナラズ稍モズレバ彼我對立スル状態ヲ生ラ惹起シ遺憾トスル處所カラザルヲ以テ當社ノ持株數ヲ増強シ同社ノ機能ノ強化ト當社事業トノ連絡協議ノ圓滑ニ依ル當社トノ關係改善トニ依リ木材事業ノ圓滑ナル發展ヲ図ルト共ニ他方目下同社ニ負擔セラレタル重大ナル使命ノ完遂ヲモ支障ナカラシメントス

尚詳細ハ十一月廿日申請書ノ別紙株式会社肩替承認申請書寫御参照セラレタシ



株式肩替承認申請書(寫)

本總第五四八號

昭和十八年拾月貳拾日

榊本製材株式會社

社長 二 神 駿 吉

内務大臣 安 藤 紀 三 郎 殿

榊本製材株式會社株式左記ニ依リ肩替致度ニ付御承認被下度此段及申請  
候

記

- 一 會 社 名 榊本製材株式會社
- 一 肩替株数 貳萬八千株
- 一 株式ノ種類 普通株

八四

- 一 一株ノ金額 金五拾圓也(金額拂立済)
- 一 肩替總金額 金百四拾萬圓也
- 一 肩替先 別紙調書ノ通
- 一 肩替時期 昭和拾八年拾貳月中
- 一 肩替引受ノ根據 別紙理由書及調書ノ通

備 考

弊社所有株以外ノ残存總株数九萬八千株金四百九拾萬圓(別紙肩替  
先調書ノ通)ノ處取り取エズ右株式ヲ残存株主中ヨリ買收スルモノ  
トス



肩音先調書

株数	金額	住所	氏名	株数	金額	住所	氏名
一三一〇株	六五五〇〇	豊原	今村良一	三九〇株	一九五〇〇	長浜	畑中幸吉
六〇〇	三〇〇〇〇	石島	石島孝	一五七〇	七八五〇〇	久春田	長谷川敏夫
四〇〇	二〇〇〇〇	石島	石島良	二〇〇	一〇〇〇〇〇	保知	保知伊之助
七〇〇	三五〇〇〇	井戸	井戸米作	八〇〇	四〇〇〇〇〇	保知	保知孫若
五二〇	二六〇〇〇	長浜	今田重正	一、二五〇	六二、〇〇〇	知取	知取坪久一
三〇〇	一五〇〇〇	珍内	今田次郎	一、二四五	六二、二五〇	恵須取	本同珠吉
一〇〇	五〇〇〇	仙岩	磯部作次郎	九九五	四九、七五〇	泊岸	興谷孝一
一六一〇	八〇、五〇〇	大泊	濱本盛六	五〇〇	二五、〇〇〇	救香	大泉商事株式会社
六八〇	三四、〇〇〇	知取	富山吉五郎	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〃	大泉

八五

株数	金額	住所	氏名	株数	金額	住所	氏名
五〇〇株	二五、〇〇〇	救香	大泉和佳子	五〇	二、五〇〇	豊原	川滝初太郎
一〇〇〇	五〇、〇〇〇	〃	〃	六五五	三二、七五〇	恵須取	川崎吉三郎
三三〇	一六、五〇〇	恵須取	大泉長太郎	三〇〇	一五、〇〇〇	〃	川崎久夫
三〇〇	一五、〇〇〇	〃	〃	三、五五	二七、七三〇	救香	柏木藤吉
一八〇	九、〇〇〇	西郷村	小川徳市	八六〇	四三、〇〇〇	豊原	金澤永藏
二二二	一一、〇〇〇	内院	大泉彦太郎	四〇〇	二〇、〇〇〇	〃	金澤ヨ
一六四〇	八二、〇〇〇	恵須取	大内秀次郎	二〇〇	一〇、〇〇〇	〃	金澤繁
一〇〇	五、〇〇〇	泊岸	大野善太郎	五〇	二、五〇〇	〃	金澤勇
五〇	二、五〇〇	北海道	大野豊藏	五〇	二、五〇〇	〃	金澤ヨシイ
五〇	二、五〇〇	恵須取	大野豊竹	四九五	二四、七五〇	小樽	株式会社山中商会
三、二八〇	一六四、〇〇〇	蒼台	渡辺一太郎	二、六八〇	一三四、〇〇〇	〃	龜田木材産業株式会社
一、四〇〇	七〇、〇〇〇	知取	渡辺彦太郎	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	前泊	榊大木材株式会社

一〇〇	二二四〇	九六〇	一〇〇〇	二四八〇	三〇〇〇	一〇〇	八〇〇	五〇〇	一一〇〇
五〇〇	三〇〇〇	六二〇〇	四八〇〇	五〇〇〇	一五〇〇	五〇〇	四〇〇	二五〇〇	五五〇〇
西研母	敷香	泊盾	本斗	〃	〃	〃	〃	豊原	清水
照	寺	衛	遠	遠	小西	小西	近藤	合資会社大橋組	藤野
井	江	崎	藤	藤	健次	健次	隆	大橋組	野喜四郎
運	甚	沼	文	茂	太郎	太郎	隆	大橋組	野喜四郎
助	次	作	雄	実	太郎	太郎	隆	大橋組	野喜四郎
二〇〇〇	七四〇	一〇〇	二一五	一七八五	二〇〇	一〇四三	八七〇	一四〇	一四七五
一〇〇〇〇	三七〇〇	五〇〇〇	一〇七五	八九五〇	一〇〇〇	五二六五	四三五〇	七〇〇	七三九五
小樽	眞田	東京	敷香	豊原	〃	野田	白冠	東京	敷香
木	水	木	水	依	依	依	依	依	依
郎	谷	村	村	依	依	依	依	依	依
清	留	正	勝	三	三	才	才	才	才
三	留	正	勝	三	三	才	才	才	才
郎	留	正	勝	三	三	才	才	才	才

二〇四〇	二五	六五	四六六五	二〇〇	八〇〇	三九〇	二五〇	七一〇	三八〇	一四〇〇	一三〇〇	一三五五
一〇二〇〇	一三三〇	三三九〇	二二三二五〇	一〇〇〇〇	四〇〇〇〇	一九五〇〇	一二五〇〇	三五五〇〇	一四〇〇〇	七〇〇〇〇	六五〇〇〇	六七七五〇
豊原	〃	知取	豊原	津	津	眞野	豊原	泊盾	豊原	内路	知取	敷香
成	中	土	辻	津	津	津	田	高	武	高	吉	権太
田	島	谷	寅	田	田	田	田	山	田	梨	川	太
婦	森	基	之助	勇	勇	清	十郎	正雄	好一	芳太郎	雅夫	合資会社
美	司	次	助	勇	吉	清	郎	雄	一	太郎	夫	社
二八一〇	四三三	四〇〇	二一〇〇	六六五	一三八〇	一、二〇〇	七六〇	二〇〇	一六二〇	二〇〇	一七二〇	一、二三八
一四〇五〇	二一七五〇	二〇〇〇	一〇五〇〇	三三三三〇	六九〇〇	六〇〇〇	三八〇〇	一〇〇〇	八一〇〇	一〇〇〇	八六〇〇	六一九〇〇
内堀	鶴城	旭川	大河	敷香	水斗	泊盾	小樽	大君	三郷	眞田	北海	小樽
山	文	山	山	宇	宇	永	中	中	中	中	中	中
崎	島	田	崎	澤	野	沼	村	井	井	井	井	井
外	信	徳	國	宇	金	章	卯	金	浅	安	勇	駒
次	也	雄	壽	八	三	太郎	太郎	太郎	之助	吉	次郎	吉
郎	也	雄	壽	八	三	太郎	太郎	太郎	之助	吉	次郎	吉

八六



二〇	二〇	三〇〇	五〇〇	四〇〇	一六九〇	三、八八〇	五〇〇	一、三〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八四、三〇〇	一、九四〇、〇〇〇	二六、五〇〇	七五、〇〇〇
〃	〃	〃	野田	東京	石野	東京	和歌山	小樽
宮内	宮内	宮内	宮内	宮内	三上	三井物産株式会社	北村	木部
キ	シ	友	喜	喜	ニ	次	範	清
工	ズ	市	叻	市	郎			次
九八、〇〇〇	四〇	六〇五	四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	八〇〇	二一〇	九八五
四九〇、〇〇〇	二、〇〇〇	三〇、二五〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、五〇〇	四九、二五〇
	野田	豊原	〃	豊原	沼合	〃	豊原	元白
百裕	菅原	杉本	相	川崎	水谷	平塚	源原	嶋中
裕	原	本	時	崎	谷	塚	原	賀
参	庄		善	覚	珠	直	和	太
名	右	勇	之	大	太郎	助	平	郎

八

研-0607

0206